

令和8年度

遭埼行者礁照射灯災害復旧工事
仕様書

第九管区海上保安本部

第一章 工事概要

1	工事名称	遭埼行者礁照射灯災害復旧工事
2	工事場所	石川県珠洲市三崎町寺家ヶ部（遭埼）地内
3	工事期間	契約の翌日から令和9年3月22日（完成検査含む）
4	工事概要	直接仮設工事 一式 灯塔新設工事 一式 外構工事 一式
5	管理事務所	七尾海上保安部 交通課 〒926-0015 石川県七尾市矢田新町二部 173 番地 TEL 0767-53-7118
6	発注元	第九管区海上保安本部 交通部 整備課 〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1 TEL 025-285-0118
7	注意事項	(1) 工事工程等から電源断等、標識の機能に障害を与えるおそれがある作業を行う場合は事前に監督職員・管理事務所と協議のうえ実施する。 (2) 工事の施工は、監督職員と十分連絡を取りながら実施する。 (3) 工事の施工において仕様等に疑義が生じた場合、請負者のみの判断によらず、監督職員と協議のうえ対応を決定する。

第二章 一般共通事項

1 適用範囲	(1) 本仕様書、関係法令に適合するように施工するものとし、該当事項の無いものには適用しない。 (2) 特に指示していない一般事項については、法令・条例・関係電力会社の内外線工事規定・その他諸関係法規等による。 (3) 本仕様書に記載の無い事項でも、自然付帯する事項は請負金額の範囲内で実施する。
2 設計図書	設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。
3 監督職員	監督職員とは、「第九管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。
4 疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議し、その指示に従う。
5 現場の納まりなどの関係による協議	現場の納まり、取り扱いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。
6 諸届	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないように注意する。また、これに要する諸費用も負担する。
7 現場代理人及び主任技術者	(1) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。 (2) 建設業法第 26 条に定める主任技術者（監理技術者）は、その資格を証明する資料を監督職員に提出し承諾を受ける。
8 工事現場の安全衛生管理	(1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。ただし、別に責任者を定める場合は、これに協力する。 (2) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど、事故の防止に努める。 (3) 受注者は、作業船等がふくそうしている区域を航行する場合は、見張りを強化する等して事故防止に努めなければならない。
9 災害及び公害の防止	工事の施行に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。 (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (2) 公害の防止に努める。 (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。 (4) 気象、海上気象の変化に注意し、事故の防止に努める。 (5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。 第三者に対して損害を与えた場合は、受注者は適正な補償をしなければならない。
10 臨機の処理	災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。
11 養生	従来部分、施工済み部分、未使用材料などで汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生及び保護を行う。 工事中は、施設及び機器の保全のため、各種機器及び既存部分に機能停止等の支障を与えないように十分な養生及び保護を行う。
12 工程表	契約後速やかに実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
13 施工計画書	契約後速やかに施工計画書を作成し、監督職員に提出する。ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することが出来る。
14 施工図、原寸図	施工図、現寸図、見本などは、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。ただし、作成の必要性の少ないものは監督職員の承諾を受けて省略することが出来る。

15 職方への指示	12、13 及び 14 により作成した図書などは、関係する職方に周知徹底させる。
16 材料	(1) 材料は、新品とし、18 により合格したもの又は承諾を受けたものとする。 (2) 材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。 (3) 設計図書による「JIS（日本産業規格）の規格品」と指示された材料は、JIS マークの表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものとする。 (4) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して承諾を受ける。
17 材料搬入の報告	材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて監督職員に 27 の工事報告で報告する。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて報告を省略することができる。
18 材料の検査	(1) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。 (2) 合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。
19 材料検査に伴う試験	(1) 試験は、下記の場合に行う。 ア 設計図書に定められた場合 イ 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合 (2) 供試体は、監督職員の承諾を受けて作製する。 (3) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適切な場所で行うものとし、その決定にあたっては監督職員の承諾を受ける。なお、公的試験所で行う場合を除き、原則として監督職員の立ち会いを受ける。 (4) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。
20 施工	施工は、設計図書及び 12、13 及び 14 による監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図などに従って行う。
21 技能士	技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士の資格を有し、合格証明書等を監督職員に提出して承諾を受けた者とする。ただし、作業の一部が軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて省略することができる。
22 施工の確認	監督職員の確認は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示する。
23 施工の立会	(1) 設計図書に定められた場合 (2) 監督職員の指定した工程に達した場合 監督職員の立会いは、下記の場合に行う。 (1) 設計図書に定められた場合 (2) 監督職員が特に指示する場合
24 施工検査に伴う試験	(1) 試験は、下記の場合に行う。 ア 設計図書に定められた場合 イ 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合 (2) 供試体の作製及び試験所等は 19 による。
25 他工事との出合	他の受注者によって施工される工事との出合となる場合、監督職員の指示に従い関係請負間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。
26 あと片付け	工事完成に際しては、建築物などの内外のあと片付け及び清掃を行う。
27 工事報告	工事の進捗、材料の搬入、搬出、作業員の作業、気象状況等を記載した報告書を原則として毎週作成し、監督職員に提出する。 ただし、監督職員が指定した工程に達した場合の写真の提示の指示があった場合には、その都度提示するものとする。
28 工事写真	工事着工前から工事完成まで工事の施行順に撮影し、各 1 枚ずつアルバムに整理して監督職員に提出する。 特に工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認することが出来ない部分の撮影のもらがないように十分注意するとともに、被写体の寸法が判明できるよう、スケール、ポール及び箱尺等を同時に撮影する。

29 竣工検査	現場代理人は検査に立会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、検査職員の指示に従い受注者の負担において適切な措置を講じなければならない。
30 官給品等	(1) 本工事において、官給品がある場合、現場代理人は次の処置をとる。 ア 官給品の引渡を受ける際には、現場に立会い「官給品受領書」を提出する。 イ 官給品の保管場所、保管方法、運搬方法及び使用状況等について指示を受けたときは必要な処置をとる。 ウ 官給品の使用が終了した時は「官給品精算書」を提出して確認を受ける。 (2) 本工事において撤去品が発生した場合、現場代理人は次の処置をとる。 撤去品の保管場所、保管方法、運搬方法及び使用状況について指示を受けたときは必要な処置をとる。 監督職員の指示する場所に運搬し「撤去品発生通知書」を提出する。
31 完成図書	工事完成後、次の内容を A4 ファイルに整理して、2 部を監督職員に提出する。 提出した施工図及び施工計画書の著作に関わる当該建物に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。 (1) 工事概要 (2) 工事写真（施工前、施工中、完成後の電子データ（JPEG ファイル等含む） (3) その他参考資料
32 発生材の処理	(1) 原則として、すべて構外に搬出し、関係法令に従い、受注者の責任において適切に処分する。 (2) 撤去くず処分に伴い、処分場所及び受領証明書等を監督職員に提出し、その写しを「完成図書」に添付する。
33 非常の措置	本工事施工中、当庁の業務に支障をきたしてはならない。工事施工上、やむを得ず業務に支障をおよぼすおそれのある場合は必ず事前に監督職員に連絡し、その指示を得て施工するものとする。
34 工事实績登録 (コリンズ)	工事費（契約価格）が、500 万円以上の場合、受注者は、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更は変更があった日から 10 日以内に、完成時は完成後 10 日以内に、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、(財) 日本建設情報総合センターに登録申請をしなければならない。また、(財) 日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出し、「完成図書」に添付しなければならない。
35 事故災害報告	受注者は、工事の施工中に事故災害等が発生した場合、直ちに監督職員に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出しなければならない。
36 その他	(1) 電子データの提出は、ウィルス対策を実施したうえで提出しなければならない。 また、ウィルスチェックソフトは、常に最新データに更新しなければならない。 (2) 第九管区海上保安本部が運用している海の緊急情報の配信サービスでは、津波、気象及び海上の各警報等について、携帯電話メールによる迅速な入手が可能となり、本工事の安全管理に有効な手段であるため、左記の二次元コードからアドレスを登録のうえ、安全対策のツールとして活用する。



第三章 特記仕様

図面及び仕様書に記載のない事項は、下記（以下、標準仕様書という）による

- ・「公共建築工事標準仕様書」：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・「公共建築改修工事標準仕様書」：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・「国土交通省土木工事共通仕様書」：国土交通省北陸地方整備局

1. 一般事項	(1) 材料等 材料の製造所及び製品は、特記されたもの又はこれらと同等以上とする。 ただし、同等以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。 (2) 発生材の処理 構外に搬出し、再生資源の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切処理し、監督職員に報告する。産業廃棄物処理については、マニフェスト及び搬出入状況写真等により管理し適法に行なう。
2. 直接仮設工事	(1) 現場事務所は設けない。 (2) 工事用道路（工事用地内外）は良好なる維持管理を行い、使用後は受注者において速やかに原形に復旧する。 (3) 電力、用水等について、構内に既存施設は存在しない。 (4) 仮設足場について、足場、栈橋、仮囲いなどは関係法令に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。 (5) 資機材の飛散防止のため、養生シート張りを行う。なお、灯火に影響を及ぼさないよう注意する。 (6) 工事完了後、清掃および片付けを行う。
3. 灯塔新設工事	新設工事 特記仕様書、設計図面による。記載が無い場合は、監督職員と協議する。
4. 外構工事	外構工事 特記仕様書、設計図面による。記載が無い場合は、監督職員と協議する。

遭埼行者礁照射灯災害復旧工事

図面番号	図面名称	縮尺 (A2)
A-000	図面リスト	—
A-001	特記仕様書 (1)	—
A-002	特記仕様書 (2)	—
A-003	特記仕様書 (3)	—
A-004	特記仕様書 (4)	—
A-005	特記仕様書 (5)	—
A-006	特記仕様書 (6)	—
A-007	位置図、案内図、全体配置図、配置図兼外構図、照射想定断面図	図示
A-008	敷地求積図及び求積表、面積表・建築面積表	図示
A-009	仕上表	—
A-010	各階平面図、屋根伏図	1/30
A-011	立面図	1/50
A-012	断面図	1/50
A-013	天井伏図	1/30
A-014	部分詳細図	図示

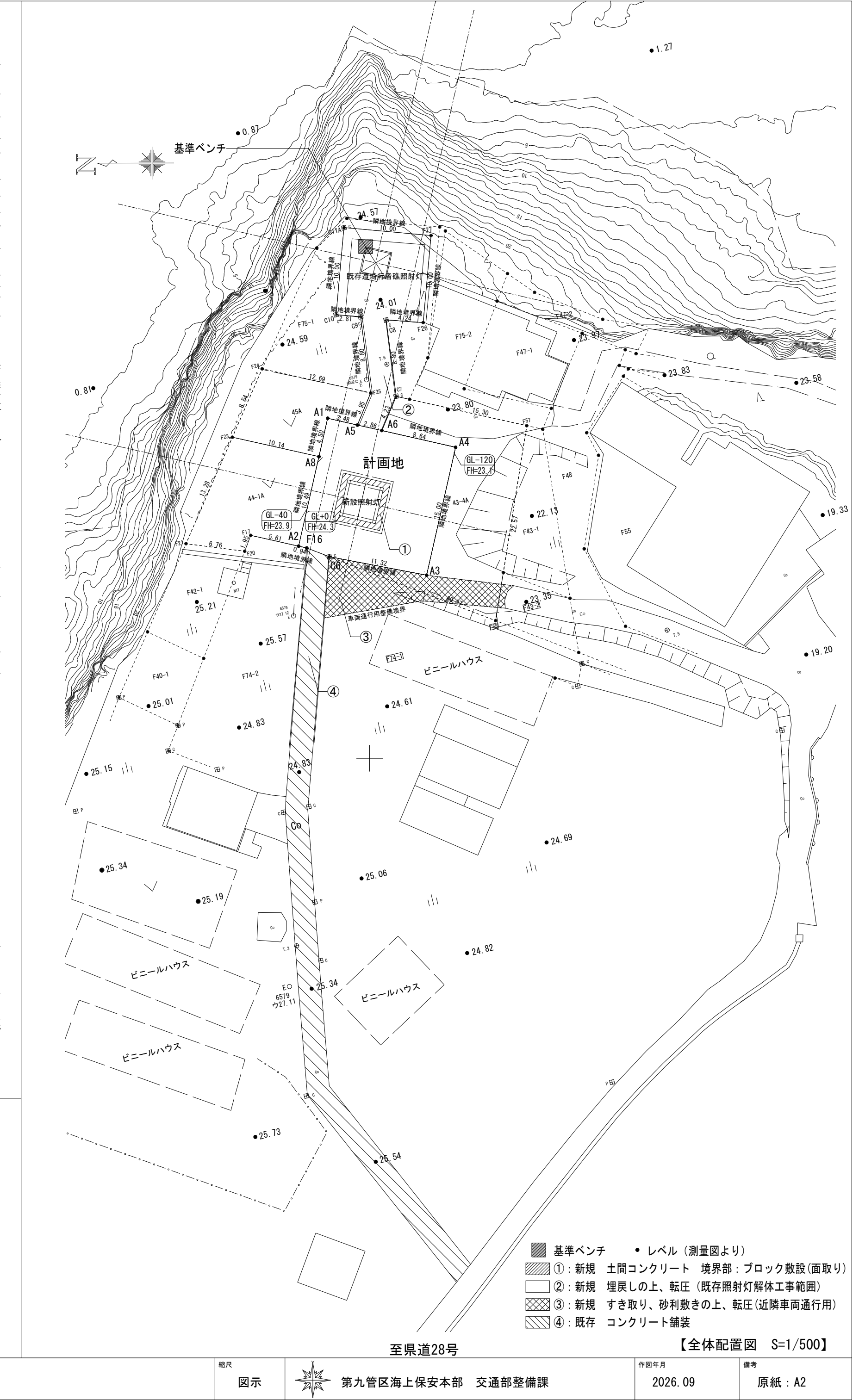
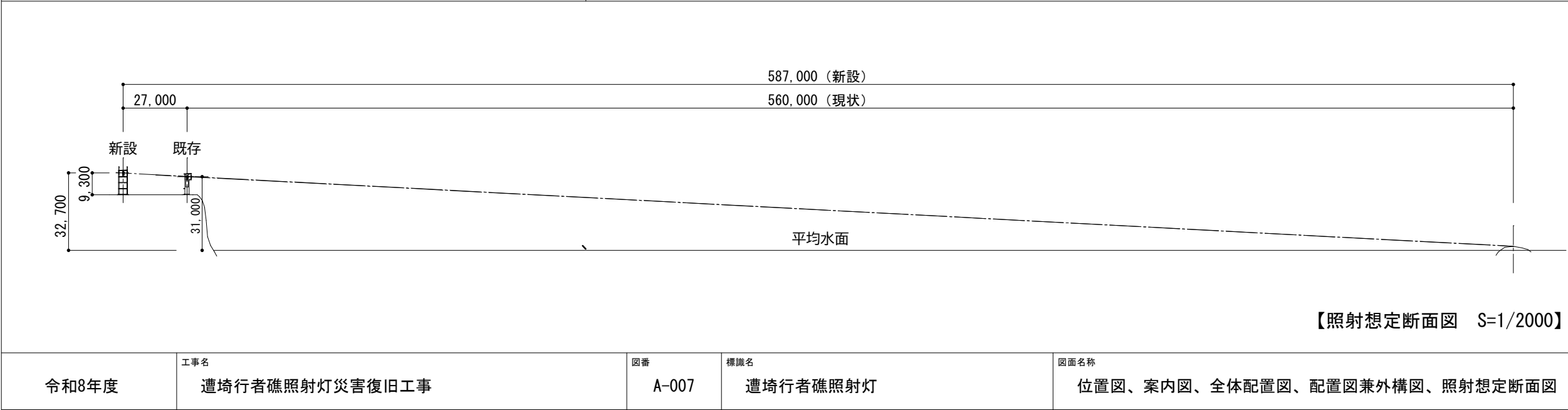
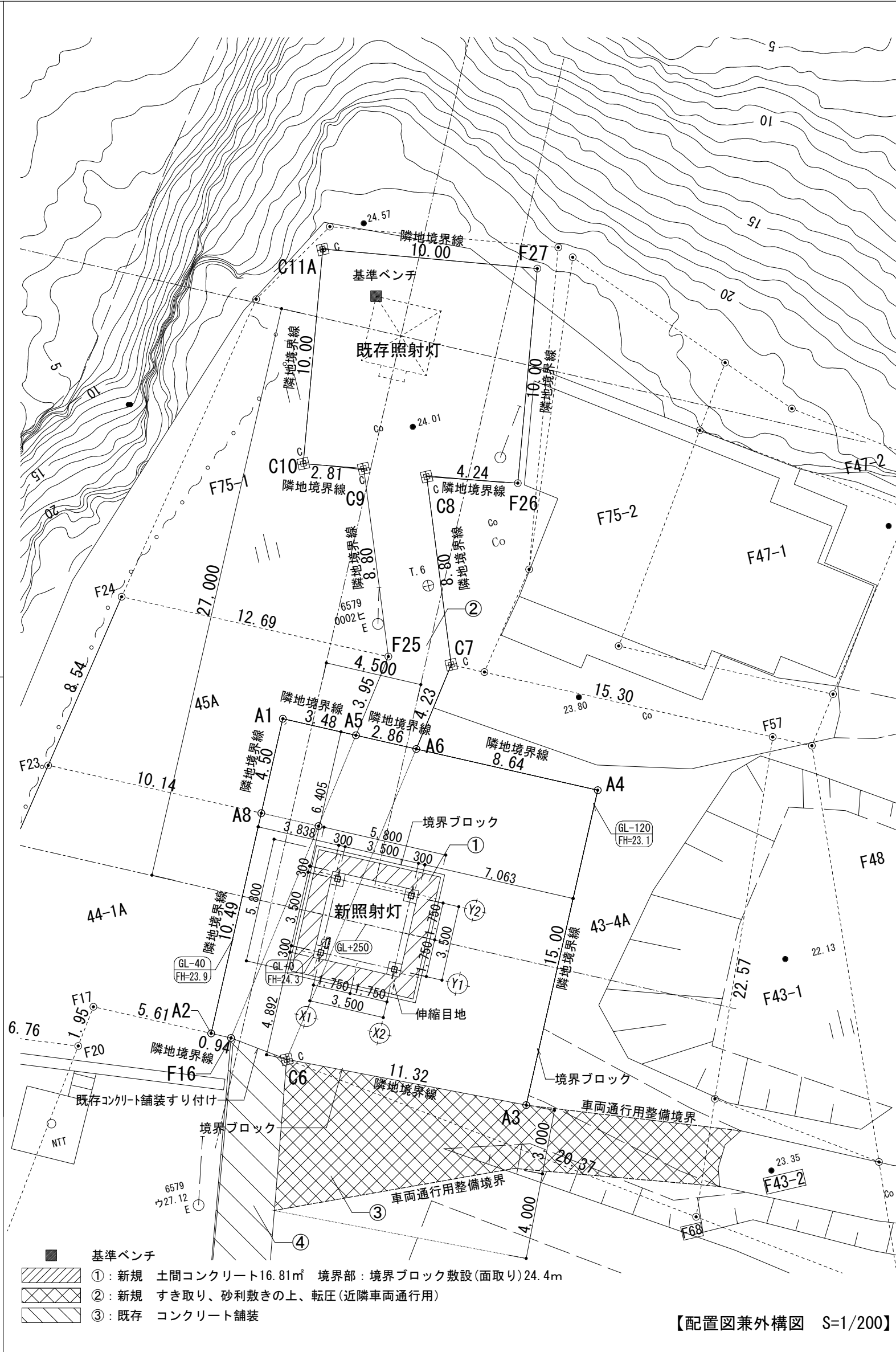
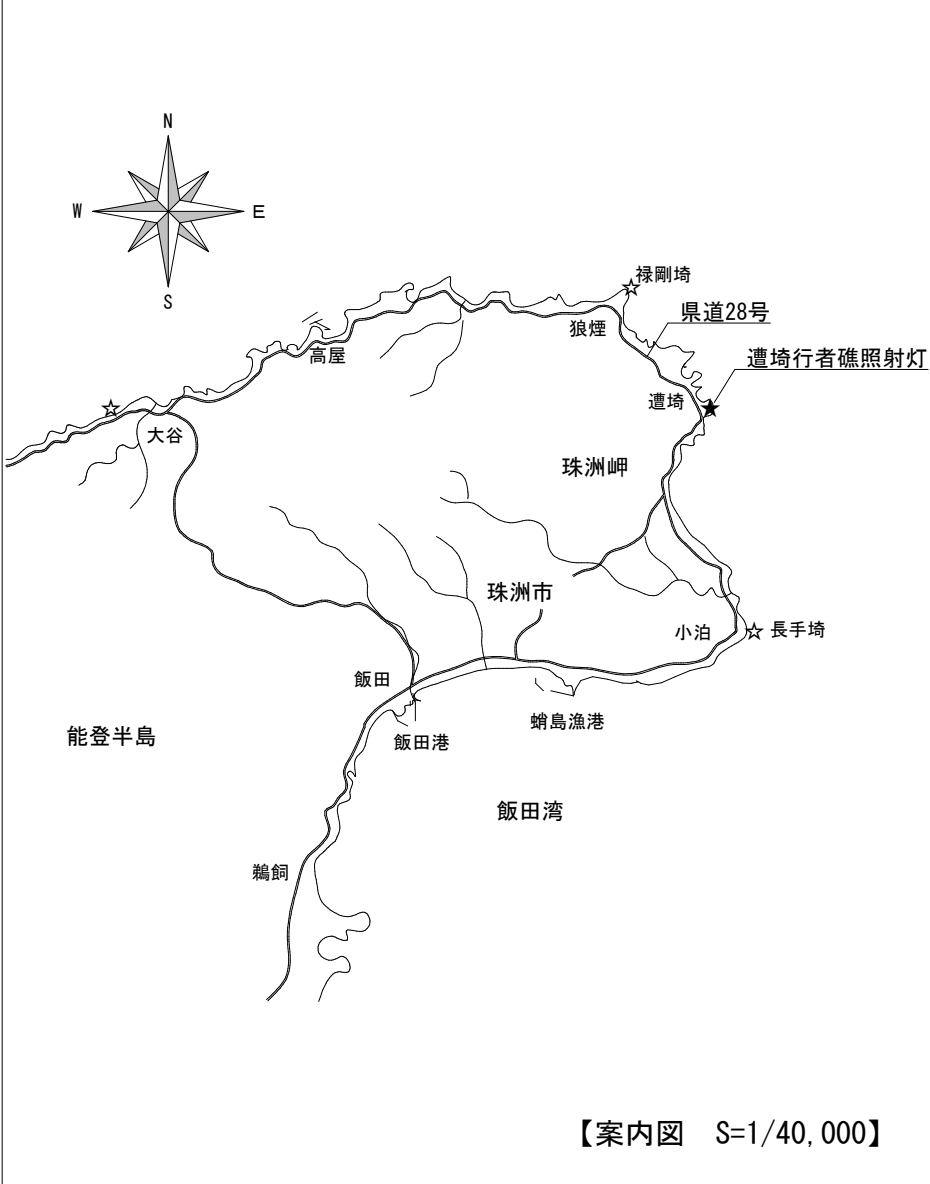
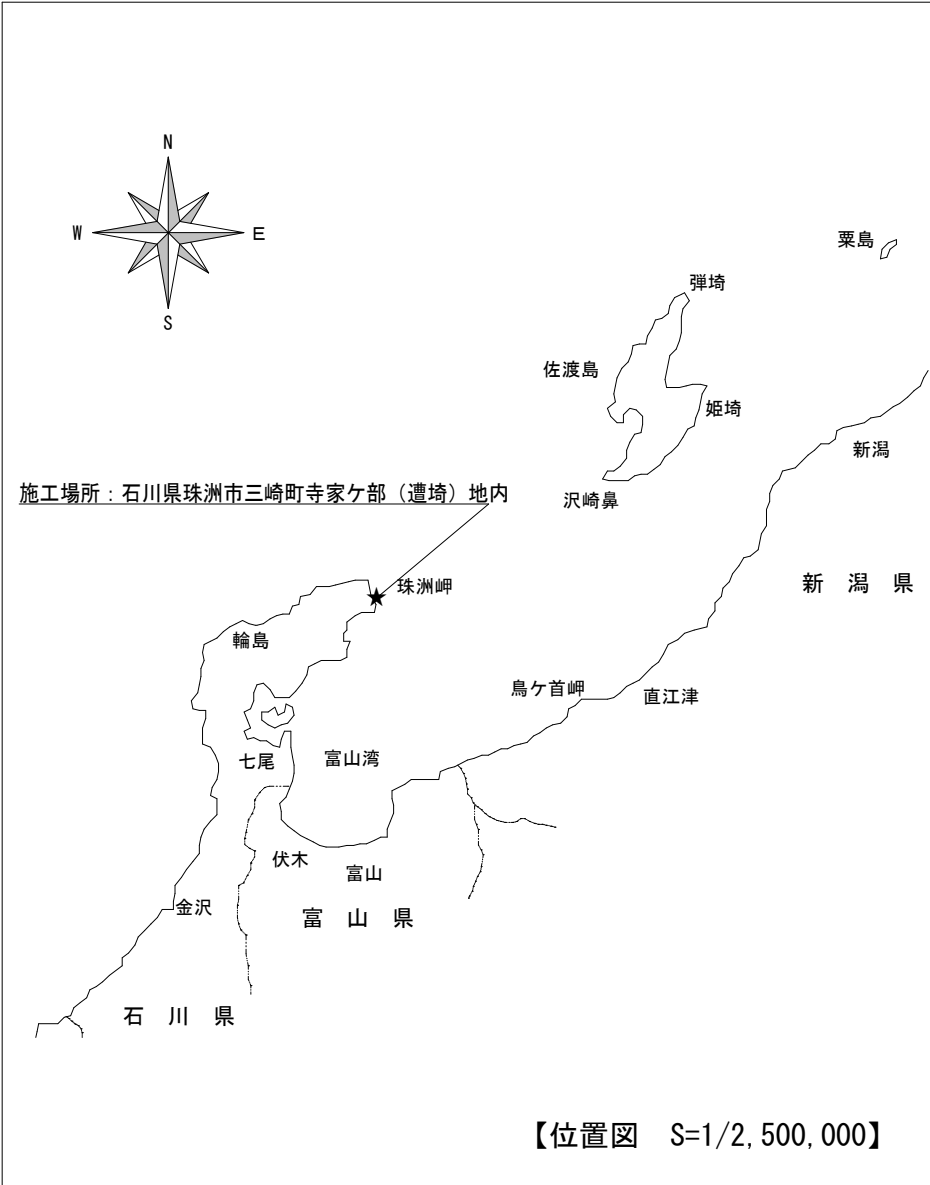
図面番号	図面名称	縮尺 (A2)
S-001	構造特記仕様書 (1)	図示
S-002	構造特記仕様書 (2)	図示
S-003	鉄骨造 溶接標準図	図示
S-004	鉄筋コンクリート造 配筋標準図 (1)	図示
S-005	鉄筋コンクリート造 配筋標準図 (2)	図示
S-006	鉄筋コンクリート造 配筋標準図 (3)	図示
S-007	鉄筋コンクリート造 配筋標準図 (4)	図示
S-008	ハイペースNE0工法設計施工標準	図示
S-009	ハイペースNE0工法 各種寸法及び基礎柱型設計例	図示
S-010	敷地配置図、地盤柱状図、杭伏図、杭リスト	図示
S-011	基礎伏図、土間伏図、鉄筋コンクリート部材リスト	図示
S-012	鉄骨梁伏図、鉄骨部材リスト	図示
S-013	軸組図	図示
S-014	鉄骨詳細図	図示

図面番号	図面名称	縮尺 (A2)
E-001	工事仕様書 (電気設備)	
E-002	電気設備 各階配線平面図	
E-003	電気設備 機器仕様、配線容量図・分電盤、制御盤 姿図	
E-004	電気設備 雷保護 立面図	
E-005	電気設備 雷保護 平面図・機器詳細図	

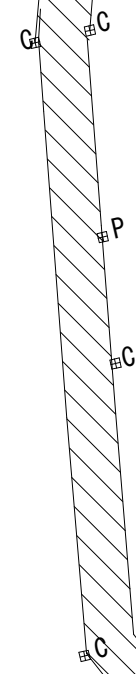
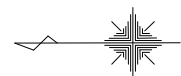
[illegible]

11	タイル工事	1 陶磁器質タイル 2 張り付け用材料 3 壁タイル張りの工法 4 陶磁器質タイル型枠先付け工法 5 目地 6 その他	タイルの種類 既製調合モルタル 内装タイル張りの工法 内装タイル以外のユニットタイル 種別 一般目地、伸縮調整目地 受注者の責任により適切な工法を用いてタイル貼りの品質を確保すること。	「集材材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集材材 「集材材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集材材 「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材 「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材 「パーティクルボード(SA 5908) 「構造用パネル 「製材の日本農林規格」による製材 「集材材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集材材 「集材材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集材材 「集材材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集材材 「集材材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集材材	4 造作用単板積層材 5 床張り用合板等 6 接着剤 7 防腐・防蟻処理 8 その他 13 屋根及びとい工事 2 折板葺 3 粘土瓦葺 4 とい	凡例 5 ルーフドレン 6 その他の材料 7 散水・通水試験 8 その他 14 金属工事 2 アルミニウム合金の表面処理 8 手すり及びタラップ 9 製作金物 10 金網類 11 7 12 接触腐食の防止 13 その他	種別 4 軽量鉄骨天井 5 軽量鉄骨壁下地 6 外壁鋼板張り 7 アルミニウム製笠木 8 手すり及びタラップ 9 製作金物 10 金網類 11 7 12 接触腐食の防止 13 その他	種別 4 軽量鉄骨天井 5 軽量鉄骨壁下地 6 外壁鋼板張り 7 アルミニウム製笠木 8 手すり及びタラップ 9 製作金物 10 金網類 11 7 12 接触腐食の防止 13 その他
----	-------	---	---	---	---	--	--	--

24 洗面カウンター	材 種	・メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）	・人工大理石	
	奥行き（mm）	・約450	・約600	
	25 収納家具	材質・形状・寸法	・図示	
		ホルムアルデヒドの放散量	・規制対象外	・第三種
	26 鋼製書架及び物品棚	種 類	規格等	耐荷重による種類
		・鋼製書架	JIS S 1039の規格による。	・1種 ・2種 ・3種
	27 かざ箱	市販品	形式	・40組用×2個 ・60組用 ・120組用
		枠の材質	・アルミニウム製	・ステンレス製
	28 屋内掲示板	表面の材質	・塩ビ発泡シート張り	・木製（塗装仕上）
		寸法		
29 屋外掲示板	照明器具	・有り ・無し	・図示	
	施設	・有り ・無し	・図示	
30 耐震スリット	耐震スリット仕様は構造関係特記仕様による。			
	目地	内 壁	外 壁	
31 エキスパンション ジョイント金物 （免震）	材質	・アルミニウム	・ステンレス	
	クリアランス	・50 ・100 ・150 ・300 ・600		
32 止水版	耐火性能	・有り（時間）	・無し	
	防水型	・外部 適用する	・内部 適用しない	
33 旗竿	形 状	・据置式	・壁張式	
	寸 法	・差込式		
34 旗竿受金物	材 質	・アルミニウム合金製		
	形 式	・テーパー型	・同一断面型	
35 車止め支柱	地上高さ（m）	・6 ・8 ・10 ・12		
	操作方法	・ハンドル式	・ロープ式	
36 フェンス	固定方法	・埋込式	・ベース式	
	材 種	・ステンレス製SUS304		
37 敷地境界石標	・ステンレス製（上下式鎖内蔵型）	径114.3mmt＝2.5mm	H＝GL＋700mm	
		・スプリング付	・スプリング無し	
38 間知石および コンクリート間知 ブロック積み	材 種	・ビニル被覆エキスパンドフェンス		
	高き（m）	・0.9 ・1.2 ・1.5		
39 その他の材料	基礎	・コンクリート布基礎（図示）		
		・プレキャストコンクリートブロック既製品		
40 間知石および コンクリート間知 ブロック積み	材料	B種 コンクリートブロック製（市販品）		
	A種 花崗岩製（文字記号入）			
41 伸縮目地	設置方法	根切り底を突き固めたうえ、厚さ60mmの砂利地業を行い、コンクリートで根巻きして建込む。建込みは監理者の立会いのもと行う。		
	コンクリートの割合（容積比）	セメント1：砂2：砂利4程度		
42 種 類	仕 様	備 考		
	・定礎	SUS 15 不 銹 鋼 390x270 円形 色入れ		
43 郵便受箱	ステンレス製	（株）ナスタ		
	宅配BOX			
44 洗面化粧台	W680	人木コーポレーション（EPDM）がめり付		
	洗濯パン			
45 メッシュフェンス		朝日スチール工業 FNフェンスA型 同等		
	シャワーユニット			
46 コーナーガード	図示			
	避難器具			
47 消火器収納箱	全埋込 288×190×693程度	ユニオンUFB-1F-3025程度25箇所		
	消火器据置台	248×250×600程度	ユニオンUFB-3F-2500程度1箇所	
48 多機能トイレバック		LIXIL PTWC-HC101R1A1AWWL同等		
	手摺 小便器用		ユニオン HB-2918-01 同等	
49 鋼製ユニット床組 S				
	グリーストラップ			
50 ガソリントラップ				
	換気口	・床下		
51		・天井裏		
	アルミ庇		ツツキ	
21 排水管	排水管用材料	材 種	管の種類	
	・遠心力鉄筋コンクリート管	・外圧管（ ・1種 ・2種）	・B形（ゴム接合）	
22 硬質ポリ塩化ビニル管	・VP	・VU		
	・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	・RS-VU		
23 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	・RF-VPR			
	車道部の排水管の敷設	・図示		
24	・砂基礎（地床厚さ200mm以上 材料 山砂の類）			
	車両の通行が多く、切土等の通常の支持地盤に管路を敷設する場合以外の工法は図示による。			
25 鋳鉄製マンホールふた	形 式	種 類	適用荷重	
	・普通鋳鉄ふた	・水封形（防臭型）	・あり	
26	・化粧鋳鉄ふた	・簡易密閉形（パッキン式）	・なし	
	・タイル用	・密閉形（テーパー・パッキン式）		
27	・ILB用	・中ふた付密閉形（テーパー・パッキン式）	・T-25用	
	（ILB：インターロッキングブロック） 普通鋳鉄ふたは、用途を示す鋳出文字のマーク入とする。			
28	・B種	・図示	製造所	
	3 煙灰し土			
29	4 浸透管及び浸透槽			
	5 その他の材料			
22 舗装工事	1 盛り土に用いる材料	・A種 ・B種 ・C種 ・D種		
	2 路床の構成及び仕上り	・建設汚泥から再生した処理土 路床土の設計CBR値が3.0以下の場合、遮断層（厚さ150mm）を設ける。 ・遮断層 厚さ ・150mm ・（ ） 凍結融解の恐れのある寒冷地方の場合、必要置換え深さ（10年確率凍結深×0.7）と舗装厚を比較し、置換え深さが大きい場合、路盤下に、その差だけの厚さの凍上抑制層を設ける。 ただし、その差が150mm未満の場合、150mmとする。 ・凍上抑制層 ・再生クラッシャーラン ・クラッシャーラン ・切込砂利 ・砂 厚さ ・150mm ・（ ） ・透水性舗装フィルター層 車道部 厚さ ・150mm ・（ ） ・歩道部 厚さ ・60mm ・（ ）		
3 路床安定処理	路床土の設計CBR値が2.0以下の場合、路床安定処理を行う。 ・添加材料による安定処理 種類 ・普通ポルトランドセメント・フライアッシュセメントB種 ・高炉セメントB種 ・生石灰（ ・特号・1号） ・消石灰（ ・特号・1号） 添加量 120kg/m ³ （目標CBR ・5以上 ・ ） ・ジオテキスタイルによる安定処理 単位面積積質量 60g/m ² 以上 厚さ（mm） 0.5～1.0 引張強さ 98N/5cm（10kgf/5cm）以上 透水係数 1.5×10 ⁻⁷ cm/Sec以上			
	4 試験	路床土の支持力比試験 ・行わない（ ・締め固めた土・乱さない土） 路床締め固め度の試験 ・行わない（トラック待機場・車路） 砂の粒度試験 ・行わない ・行う		
5 路盤材料	路盤の材料 ・再生クラッシャーラン（RC-40） ・クラッシャーラン（C-40）、クラッシャーラン鉄鋼スラグ（CS-40） 透水性アスファルト舗装にもちいる場合は透水性の高いもの。 路盤の厚さ ・図示 ・不表による			
	舗装の種類	車道部（mm）		
6 アスファルト舗装	アスファルト舗装	・100 ・150 ・250 ・350		
	カラー舗装	・100 ・150 ・250 ・350		
7 コンクリート舗装	排水性アスファルト舗装	・100 ・150 ・250		
	コンクリート舗装	・100 ・150 ・250		
8 カラー舗装	路盤の締め固め度試験	・行う ・行わない		
	舗装の厚さ	車道部（基準なし）	歩道部	
9 透水性アスファルト舗装	基礎	—	基礎 ・50mm	
	表層	・50mm	表層 ・30mm	
10 排水性アスファルト舗装	アスファルト ・再生アスファルト	・ストレータアスファルト		
	加熱アスファルト混合物の種類	区分	・一般地域/ ・寒冷地域	
11 ブロック系舗装	表層	・密粒度アスファルト混合物（13） ・細粒度アスファルト混合物（13） ・粗粒度アスファルト混合物（20）	・密粒度アスファルト混合物（13F） ・細粒度ギャップアスファルト混合物（13F）	
	シールコード	・行わない ・行う（施工範囲： ）		
12 砂利敷	アスファルト混合物の抽出試験	・行わない・行う		
	構成と厚み	・標仕表22.5.1による	・図示	
13 路面標示用塗料	寒冷地の縁部立ち下がり寸法	・図示 ・（ ）		
	コンクリート舗装のコンクリート設計基準強度（21 N/mm ² ）	スランプ（150mm） 粗骨材の最大寸法（20mm） 転圧コンクリート舗装の表面仕上げ ・荒仕上げ ・平坦仕上げ ・粗面仕上げ ・簾目 ・真空コンクリート工法（ ・円形溝 ・横溝 ・溝なし）		
14 その他の材料	種 類	部 位	材 料	
	・加熱系	・車道部 ・基層なし ・基層あり	・有色骨材（焼成） ・着色骨材（樹脂皮膜） ・自然石（ ）	
23 植栽および緑化工事	1 植栽地の確認	土壌の水素イオン濃度（pH）及び水溶性塩類（EC）の試験 ・行わない ・行う		
	2 樹木の植栽基盤整備	芝及び地被類 適用 有効土層の厚さ（cm）	工 法 整備範囲	
3 植込み用土	・行う ・行わない	・20	・植栽範囲	
	樹木	樹木の樹高（m）	有効土層の厚さ（cm）	
4 土壌改良材	・12以上	・100	・A種 ・葉張りの範囲	
	・7以上～12未満	・80	・B種	
5 支柱材	・3以上～7未満	・60	・C種	
	・3未満	・50	・D種	
6 幹巻き用材料	工法D種以外の工法で、現状地盤高と計画地盤高が同一でない場合は、計画地盤高から有効土層とする。 ただし、計画地盤高が現状地盤高より高い場合は、計画地盤高まで補込み用土で盛土を行う。 植栽基盤に浸透した雨水の排水をするための設備 ・行う（ ・暗きよ ・開きよ ・排水層 ・縦穴排水 ・図示） ・現場発生土の良質土 ・客土（ ・畑土 ・黒土 ・真砂土 ・ ） ・適用する 施工箇所 ・植栽範囲 ・図示 ・バークたい肥 有機物の含有量（乾物）70%以上 炭素窒素比（C/N比）：35以下 陽イオン交換容量（乾物）：70meq/100g以上 pH：5.5～7.5 水分：55～65 幼植物試験の結果：生育阻害その他の異常を認めない 窒素全量（現物）：0.5%以上 りん酸全量（現物）：0.2%以下 加里全量（現物）：0.1%以上 ・下水汚泥コンポスト 「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第一の基準に適合する原料を使用したもので、植育試験の調査の結果、害が認められないものとする。 有機物の含有量（乾物）：35%以上 炭素窒素比（C/N比）：20以下 pH：8.5以下 水分：50%以下 窒素全量/（現物）：0.8%以上 りん酸全量（現物）：1.0%以上 アルカリ分（現物）：15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）			
	・形、ひのき又はから松（皮はぎもの、間伐材） ・真竹（良質な2年生以上） ・ワイヤー（防錆処理品） ・支柱形式 ・添え柱形 ・鳥居形 ・八つ掛形 ・布掛形 ・ワイヤ掛形 ・地下埋込形 ・支柱の形状は図示による。 ・幹巻き用テープ ・わら及びこも 種類 ・こうらい芝 ・野芝 工法 平地 ①目地張り ・べた張り 切土法面 ・べた張り ・目地張り 盛土法面 ・筋芝張り			
8 吹付けは種種子等	種子の種類	・洋芝類 ・クローバー		
	9 地被類	・コンテナ栽培品（ ）		
10 新植、移植樹木、芝等の枯保証	新植樹木（芝張り、吹付けは種および地被類を含む）の枯保証の期間 ・引渡しの日から1年 ・無し 移植樹木の枯損処理を行う期間 ・引渡しの日から1年 ・無し ・設置する（工事区分は図示による。） ・自動 ・手動			
	11 かん水装置	植栽基盤および材料 ・屋上緑化システム 土壌層の厚さ ・図示 ・（ ） 排水層 ・軽量骨材（層の厚さ： ） ・板状成型品 補込用土 ・改良土 ・人工軽量土 樹木の樹種、寸法、株立数、寸法等 ・図示 ・（ ） ・屋上緑化軽量システム 芝および地被類の樹種ならびに種類等 ・図示 ・（ ） ・図示 ・（ ） ・工法 支柱 ・設置する（種類 ・図示 ・ ） かん水装置 ・設置する（工事区分は図示による。） ・設置しない		
12 屋上緑化	植物の種類、株数、配置及び密度、寸法等 ・図示 ・（ ） 壁面緑化の工法 ・早期緑化型 ・基盤壁面緑化工法 ・植栽ポットタイプ ・緑化パネルタイプ ・ユニット式壁面緑化工法 ・プランター＋ユニットフレーム（緑化補助メッシュ） ・プランター＋緑化補助ワイヤー ・プランター単体 ・将来緑化型・緑化補助システム ・緑化補助ワイヤー ・縦横マット＋緑化補助メッシュ かん水装置 ・設置する（工事区分は図示による。） ・設置しない			
	13 壁面緑化			



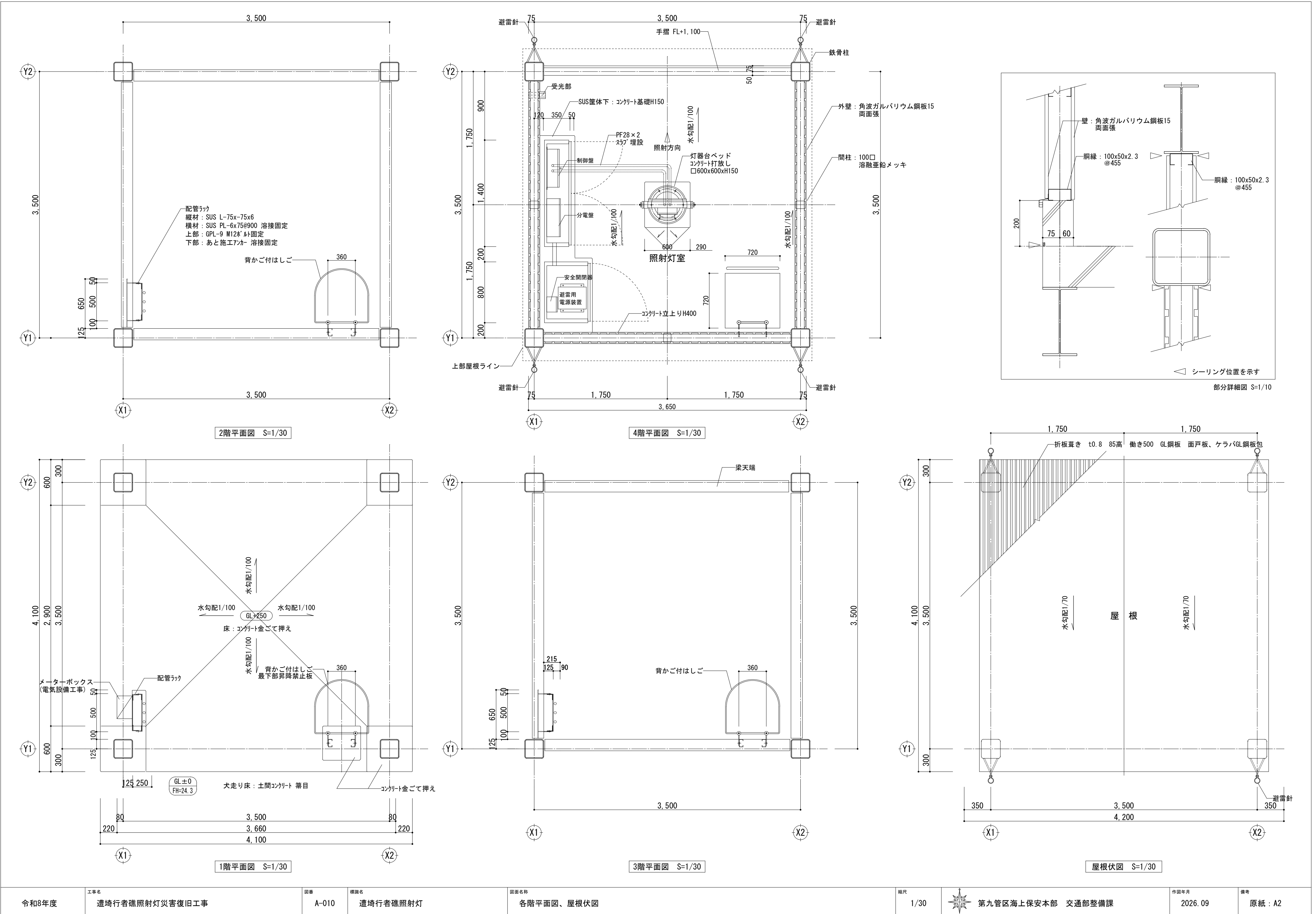
令和8年度	工事名 遭墳行者礁照射灯災害復旧工事	図番 A-007	構設名 遭墳行者礁照射灯	図面名称 位置図、案内図、全体配置図、配置図兼外構図、照射想定断面図	縮尺 図示	第九管区海上保安本部 交通部整備課	作図年月 2026.09	備考 原紙：A2
-------	-----------------------	-------------	-----------------	---------------------------------------	----------	-------------------	-----------------	-------------

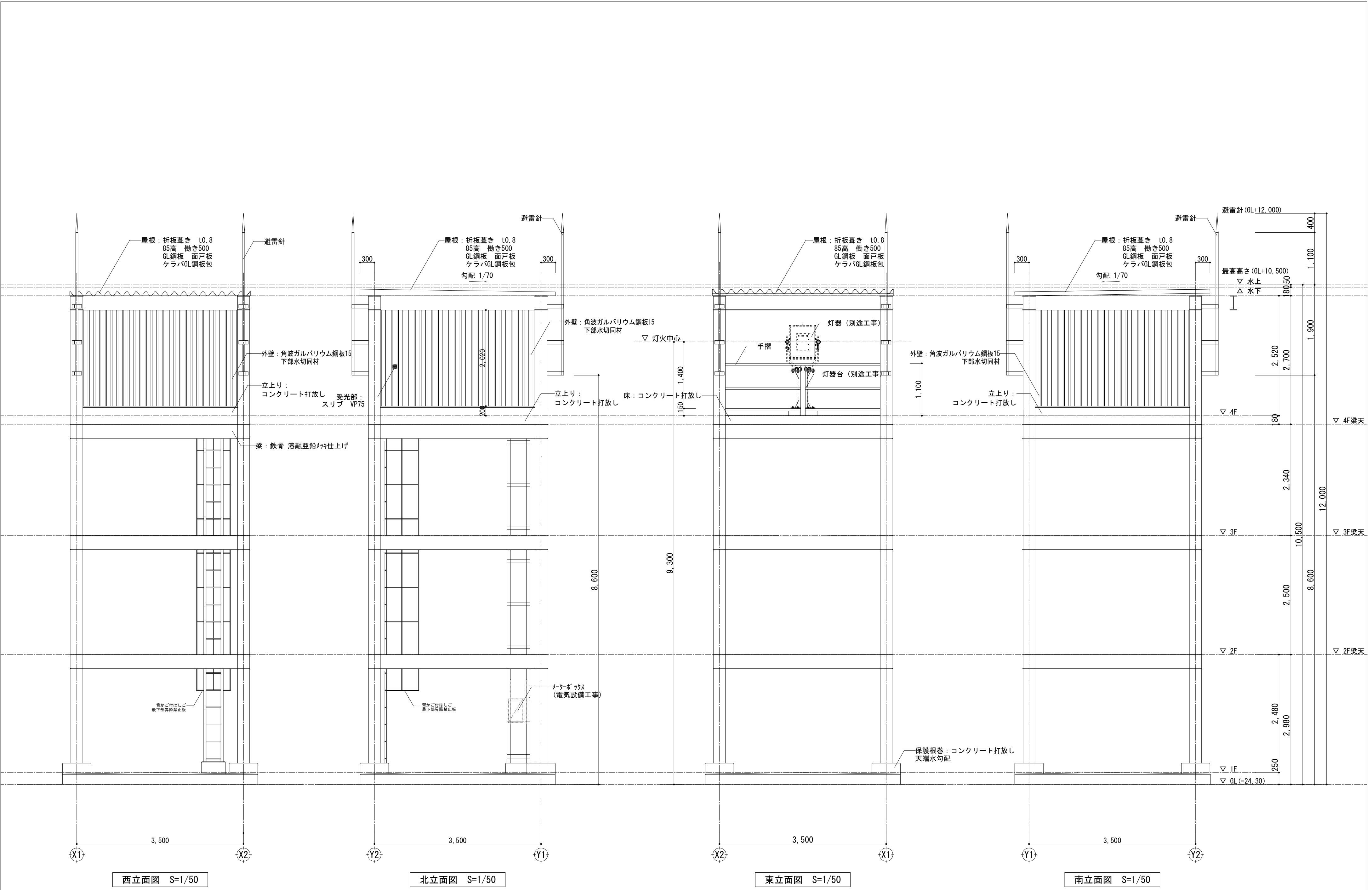


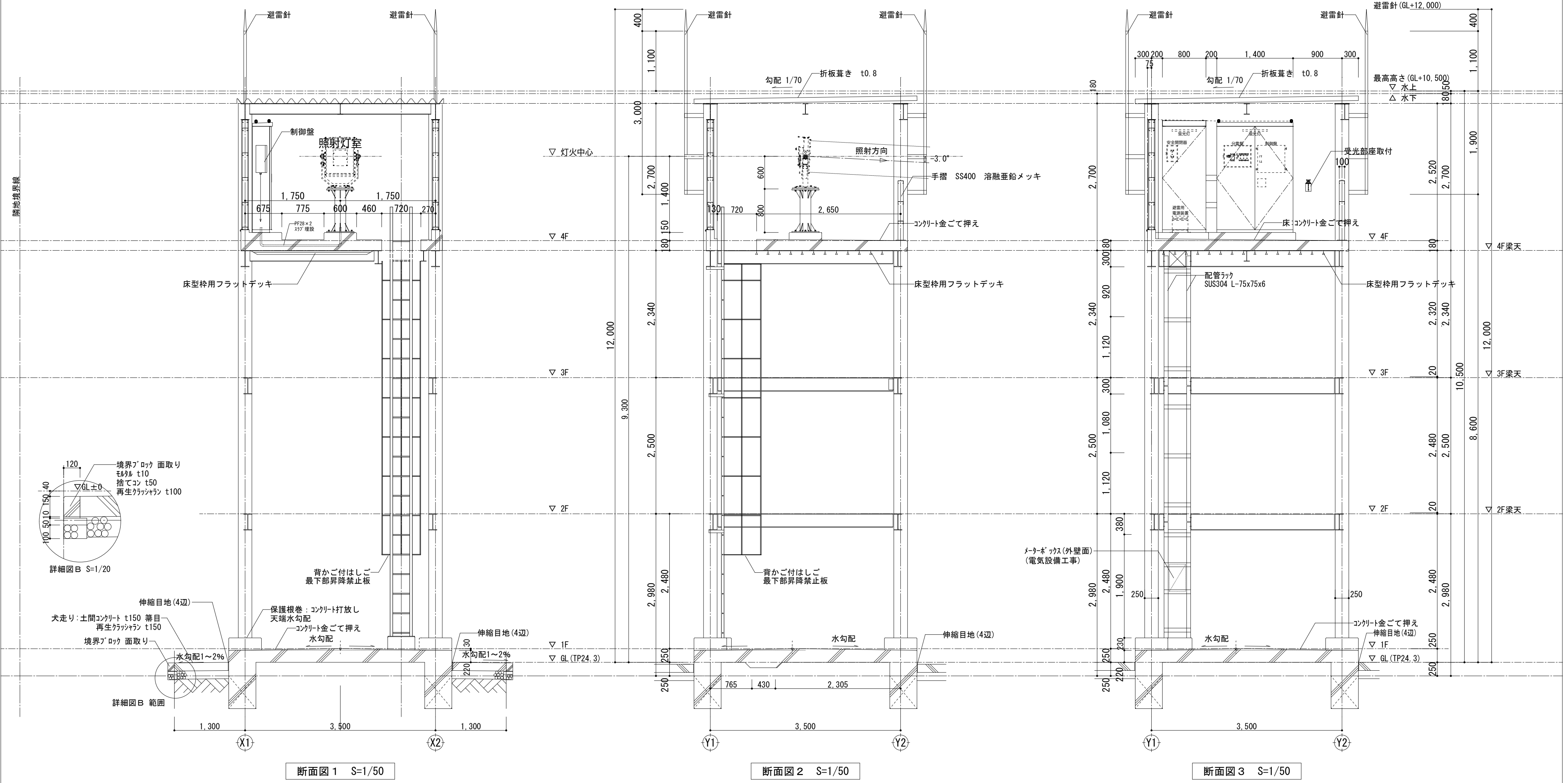
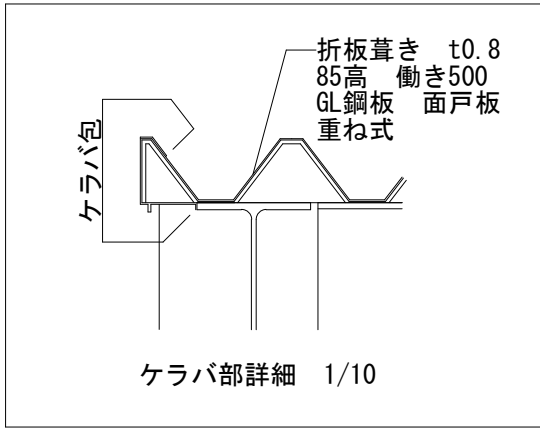
記号	計算式	小計
A1	3.660 x 3.660 = 13.3956	13.39
合計		13.39 m²

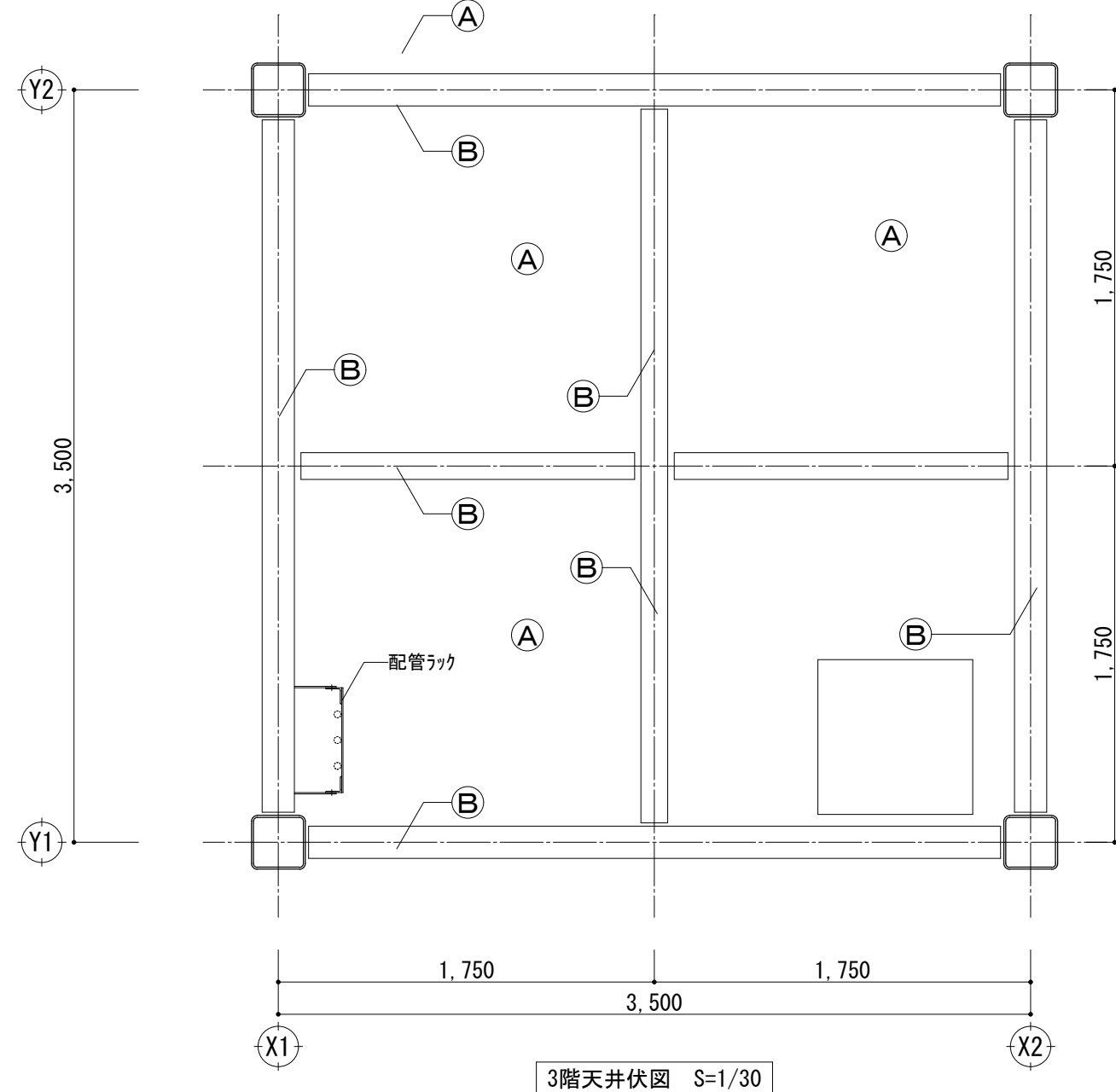
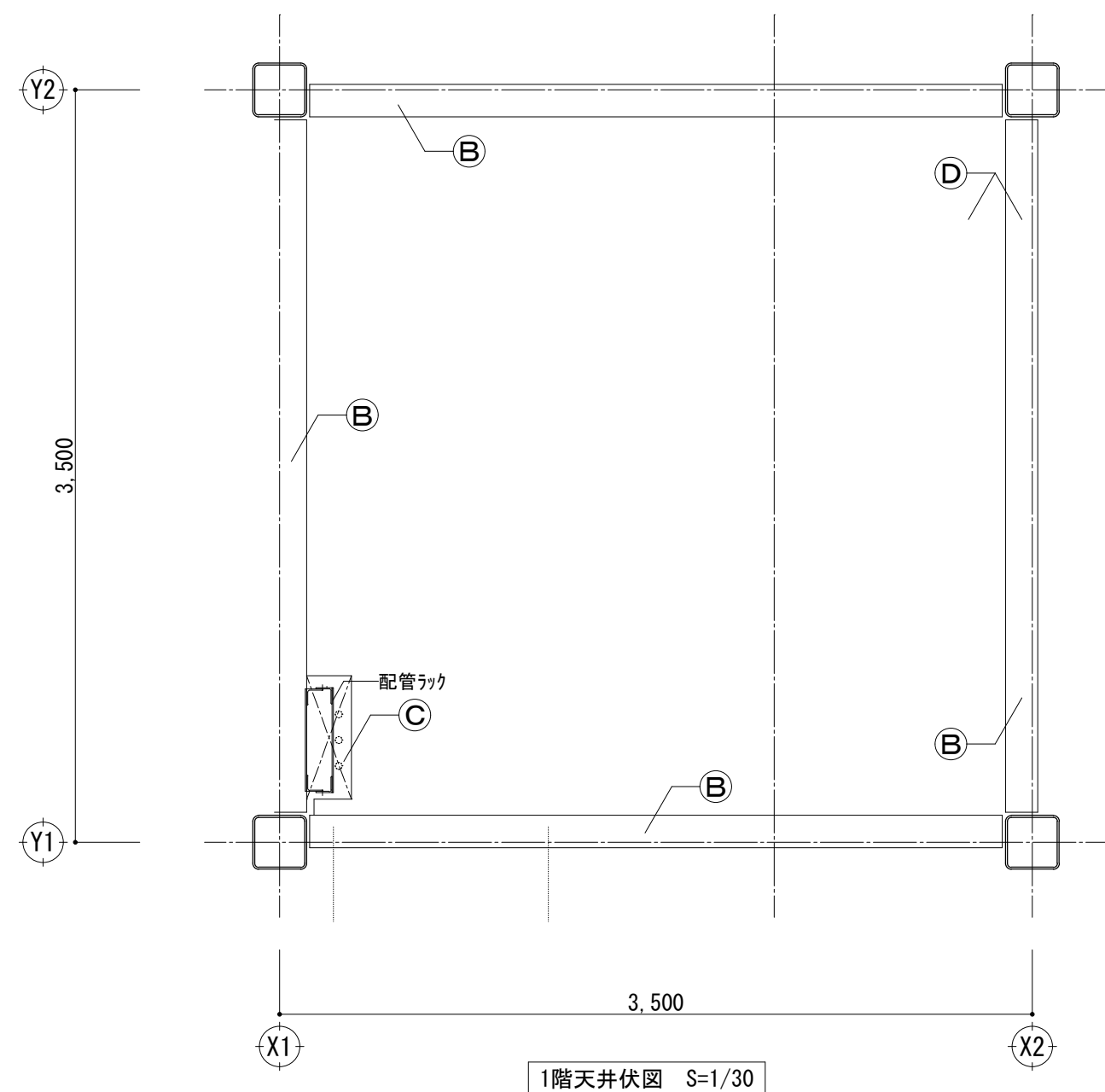
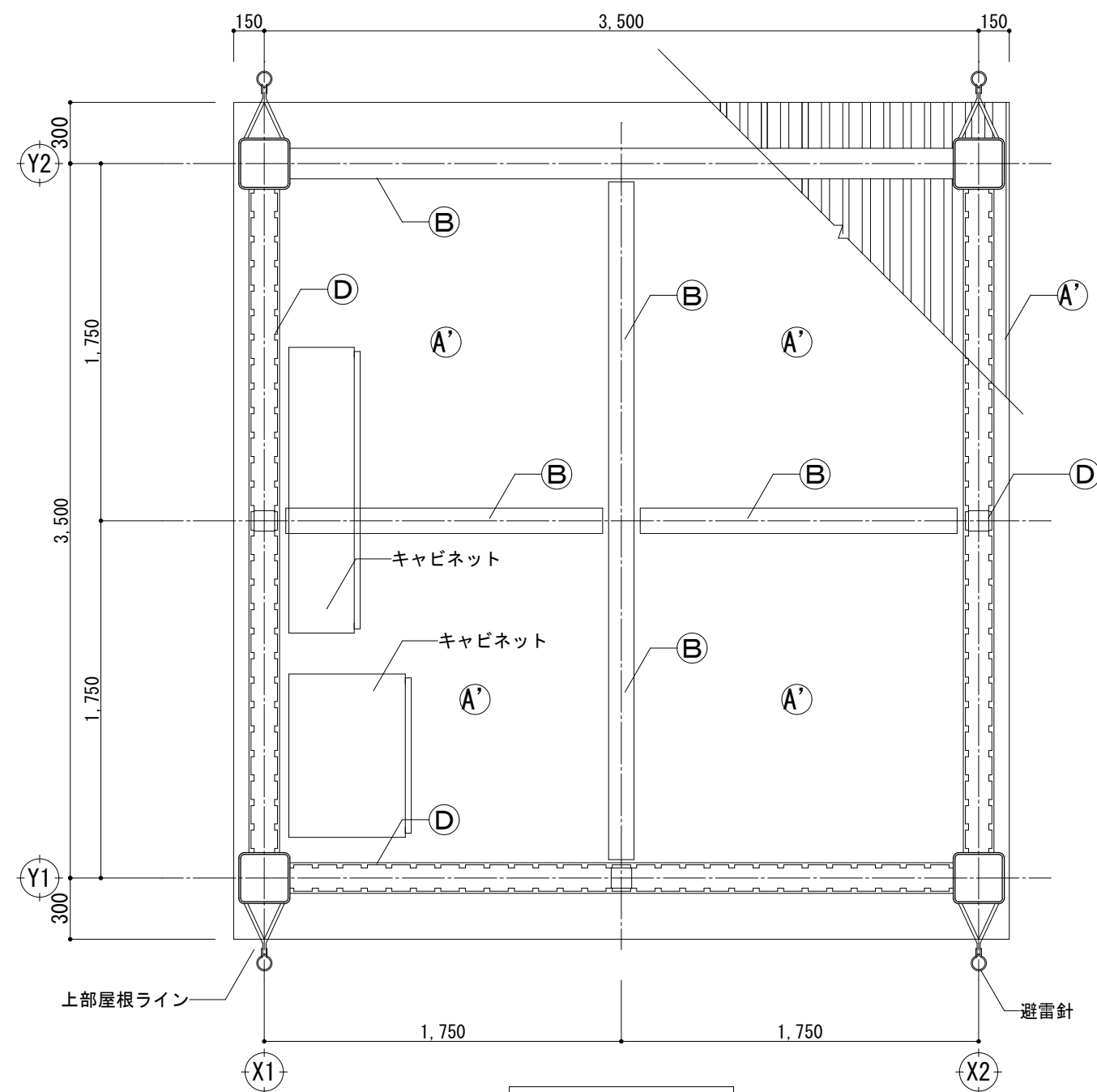
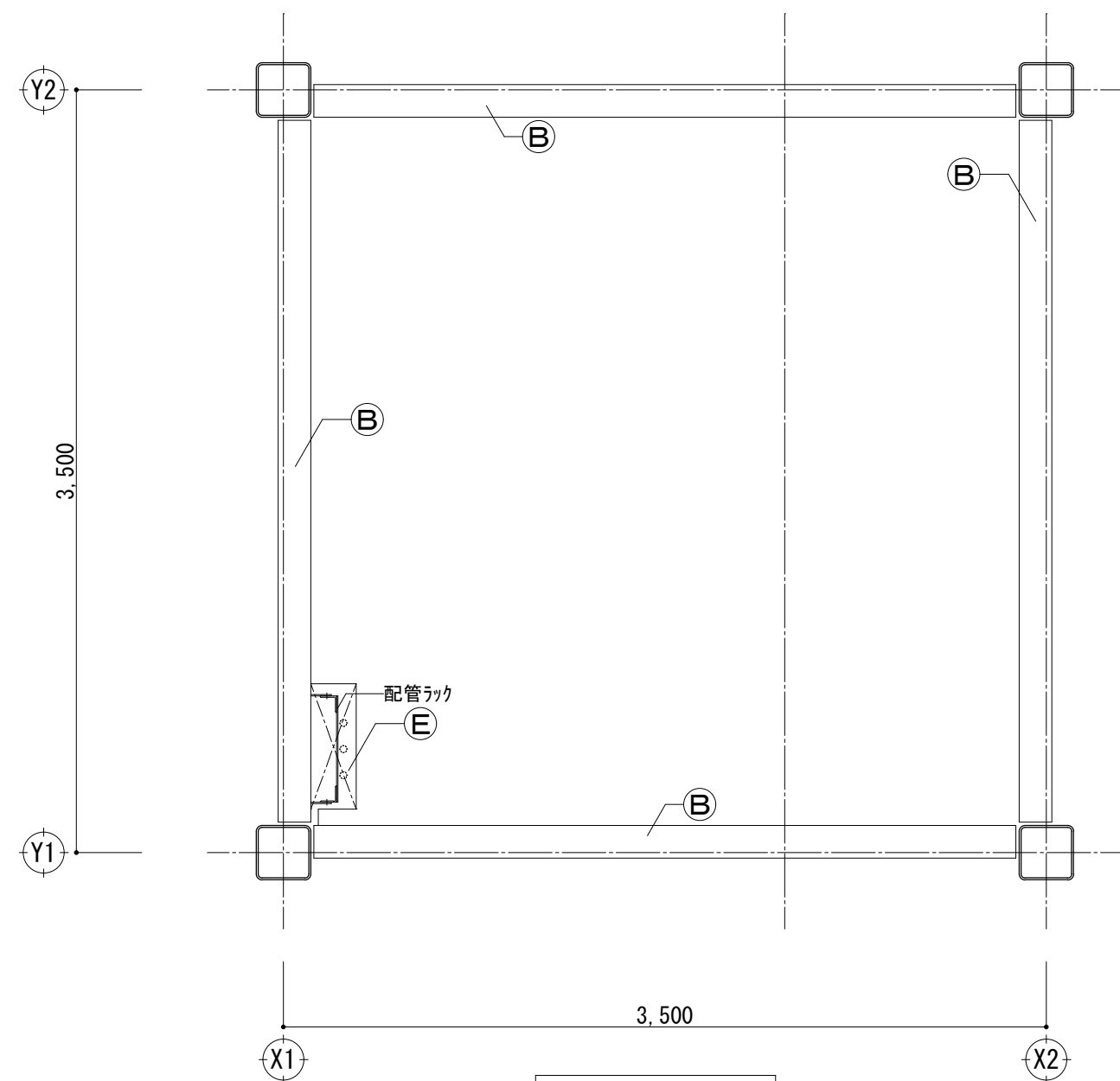
■ 仕上表

[illegible]



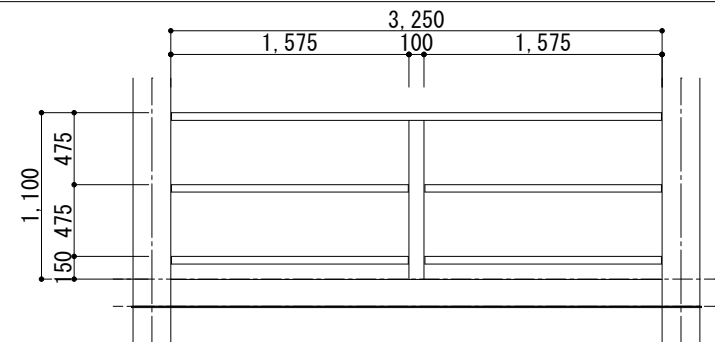






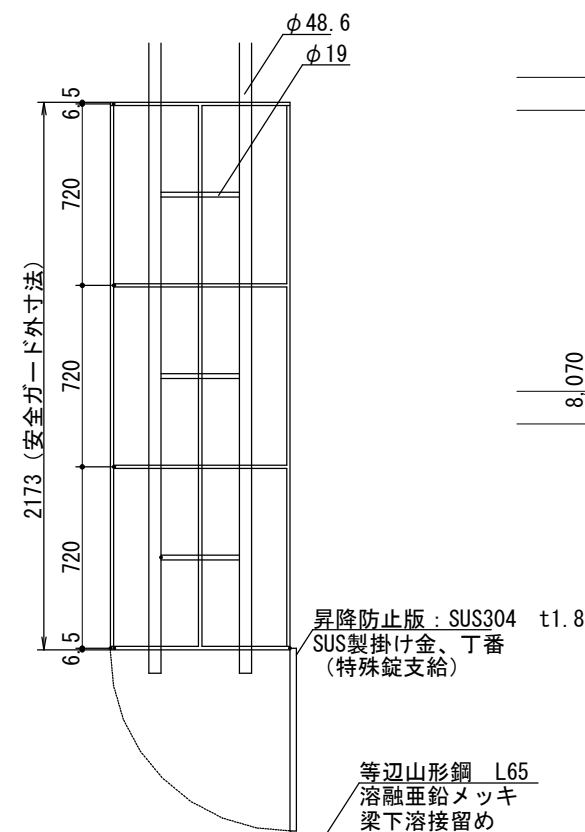
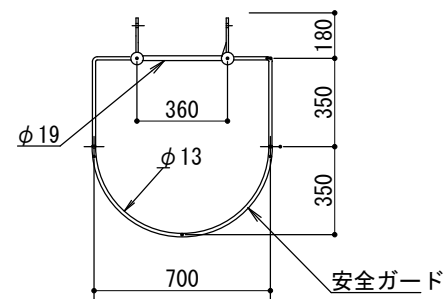
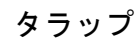
Ⓐ	コンクリート打放し 素地
Ⓐ'	折板
Ⓑ	梁型 溶融亜鉛メッキ
Ⓒ	階段・配管スペース
Ⓓ	角波鋼板両面張
Ⓔ	床型枠用フラットデッキ

手摺

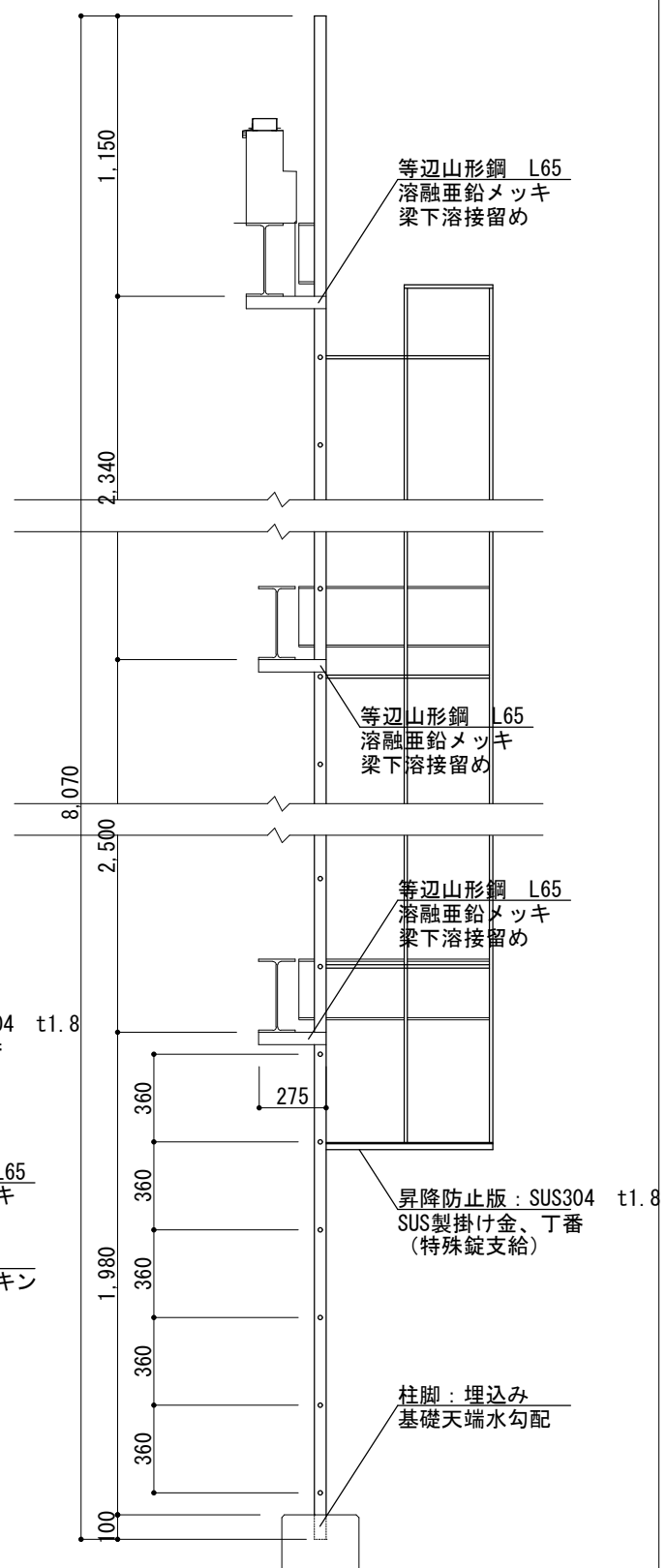


手摺

手摺 : SS400 C100x50x1.6 溶融亜鉛メッキ
 支柱 : SS400 □100x1.6 溶融亜鉛メッキ
 横桎 : SS400 C100x50x1.6 溶融亜鉛メッキ
 BPL : SS400 PL-9x200x200 溶融亜鉛メッキ周囲シール
 金物 : SS 安全施工アカー(金属系)
 SS400 4-M16(埋込深さ60mm)
 緩止め付ナット、ボルトキャップ
 ※各部材は閉鎖面にアンクルボルト留めとする。



昇降防止版：SUS304 t1.8
SUS製掛け金、丁番
(特殊錠支給)

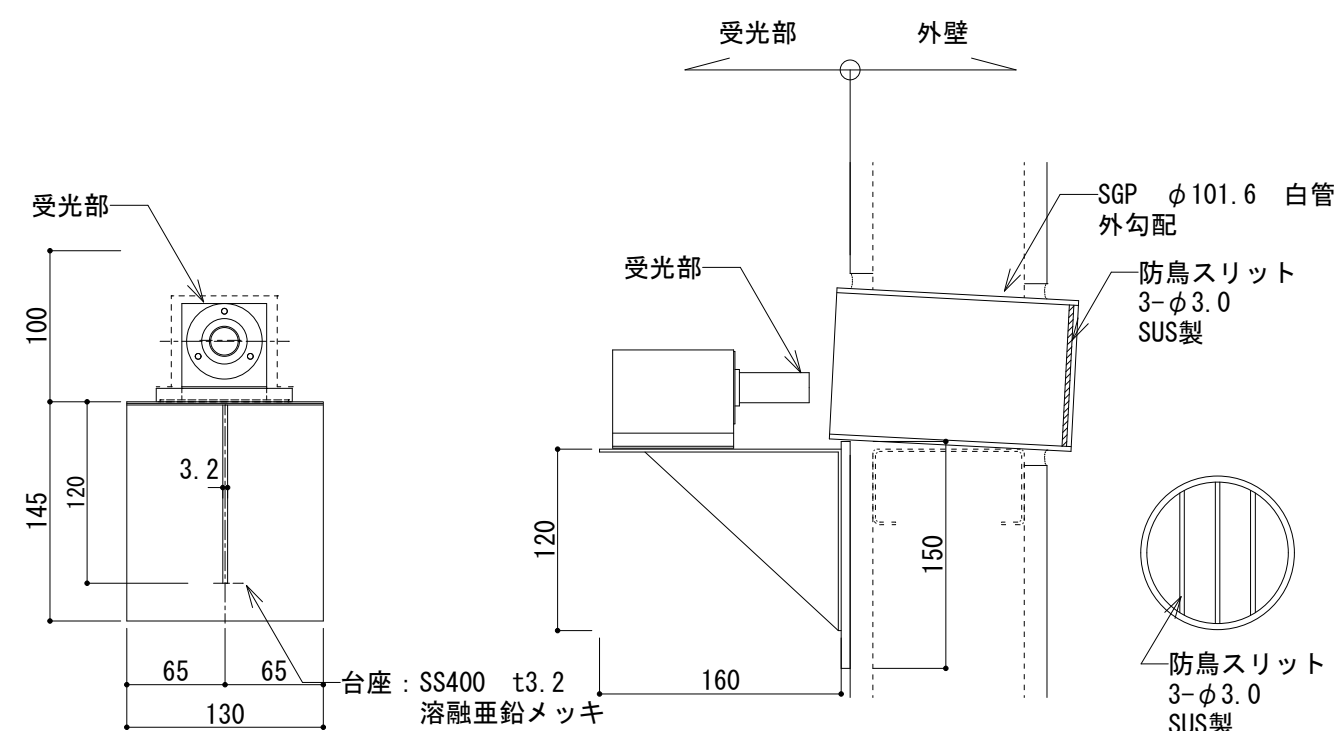


昇降防止版：SUS304 t1.8
SUS製掛け金、丁番
(特殊錠支給)

却：埋込み
楚天端水勾配

後付け用金具 (1 : 10)

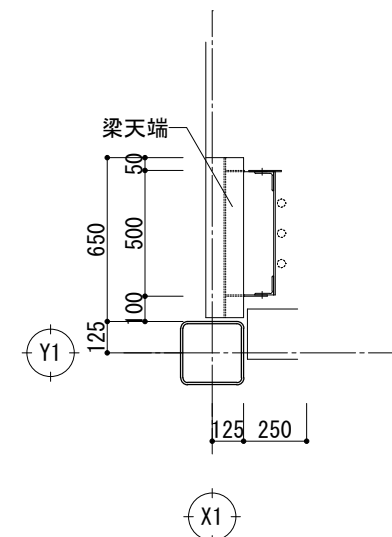
受光部格納箱詳細図



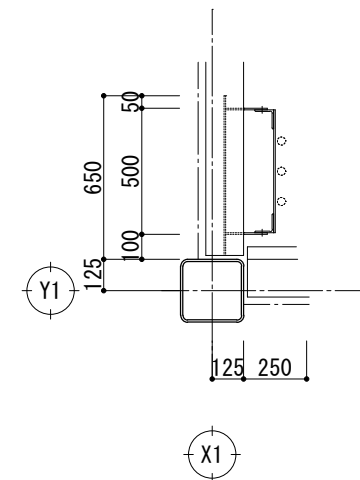
台座部 背面図 S=1/5

受光部取付金具製作図 S=1/5

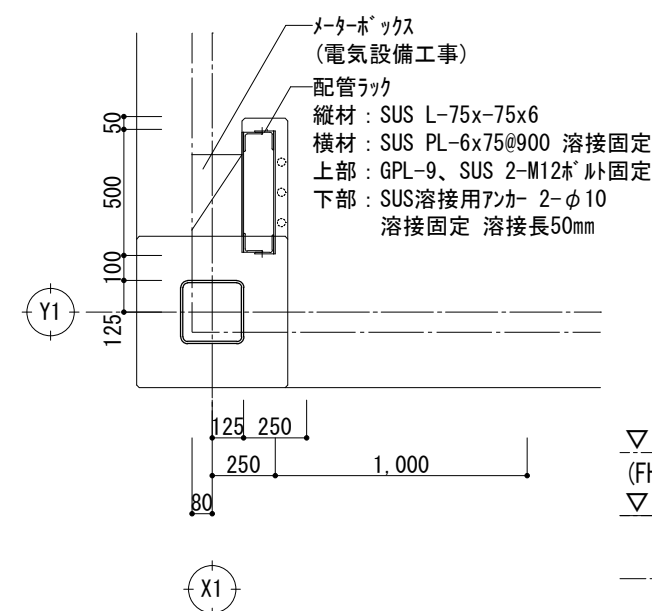
配管ラック詳細図 S=1/30



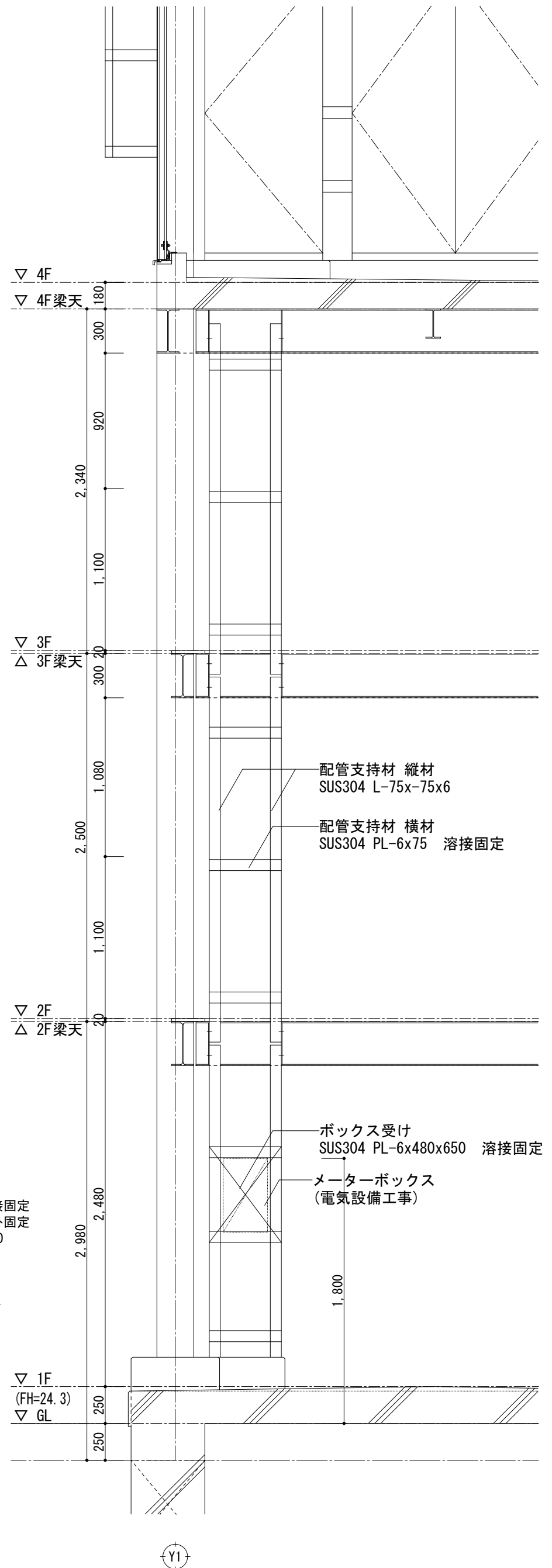
3階平面図 S=1/30



2階平面図 S=1/30



1階平面図 S=1/30



姿図 S=1/30

§ 1 一般共通事項

2025. 12. 1 改訂 (有限会社 宮坂設計)

8年度	工事名 遭崎行者礁照射灯災害復旧工事	図番 S-001	標識名 遭崎行者礁照射灯	図面名称 構造特記仕様書 (1)	縮尺 図示	 第九管区海上保安本部 交通部整備課	作図年月 2026. 09	備考 原紙 : A2
-----	-----------------------	-------------	-----------------	---------------------	----------	---	------------------	---------------

構造特記仕様書（2）

§ 5 鉄 骨 工 事

5－1． 一般事項

(1) 鉄骨製作工場：鉄骨加工業者は、下記の認定工場とする。
工場グレード
大臣認定グレード □ S □ H以上 □ M以上 ■ R以上 □ J以上

(2) 略号
・ H－ : ロール H 形鋼
・ S H－ : J F E スーパーハイスレンド
・ H Y－ : 日本製鉄ハイパービーム
・ S H Y－ : 外法一定 H 形鋼
・ B H－ : ビルト H 形鋼

5－2． 材料

(1) 鋼材の種類
鋼材は全て JIS規格適合品又は、建築基準法37条二項による大臣認定品とする。
柱・梁主材に電炉材を使用する場合には、監理者の承諾を得ること。

鋼材の使用構造材料一覧表

使用箇所	鋼 材	備 考
大梁	□ SS400 ■ SN400B □ SN490B □ SM490A □ SM490B	
主柱 (角柱)	■ BCR295 □ UBCR365 □ BCP325 □ BCP325T	
主柱 (H形)	□ SS400 □ SN400B □ SN490B □ SM490B	
主柱 (丸柱)	□ STKM400B □ STKM490B	
小梁	■ SS400 □ SN400B □ SN490B □ SM490A	
片持梁	□ SS400 □ SN400B □ SN490B □ SM490A	
間柱	□ SS400 □ STKR400 □ STK400 □ BCR295 □ TSC295	
耐風梁	□ SS400 □ STKR400 □ BCR295	
水平ブレース	□ SNR400 □ SS400	
軸ブレース	□ SNR400 □ SS400	
鋼縁・母屋 等	□ SSC400 □ STKR400	
開口補強	□ STKR400	
ペーパプレート	□ SS400 □ SN400B ■ SN490B □ SM490A	
通しダ イヤフラ ム	■ SN490C □ SM520B-SNC □ BT-HT355C	
内ダ イヤフラ ム	■ SN490B	

※下記の鋼種は 4 0 mm を超える板の場合、TMCP 鋼とする。
・ S N 4 9 0 B ⇒ T M C P 3 2 5 B ・ S N 4 9 0 C ⇒ T M C P 3 2 5 C

(2) 電炉鋼材
・ 柱及び大梁端部等の完全溶込み溶接を行う部材に電炉鋼材を使用する場合は、下記の化学成分及び機械的性質を満足させること。
・ 広幅平鋼、鋼板に電炉鋼材を使用する場合、板厚は40mm以下とする。

電炉鋼材の化学成分 (%)

鋼種	C	S i	M n	P	S	C u	C r	S n	C e q	P c m
SS400	-	-	-	≤ 0.03	≤ 0.015	-	-	-	≤ 0.36	≤ 0.26
SN400B	≤ 0.20	≤ 0.35	≤ 1.40	≤ 0.03	≤ 0.015	≤ 0.40	≤ 0.25	≤ 0.04	≤ 0.36	≤ 0.26
SM490A	≤ 0.18	≤ 0.40	≤ 1.60	≤ 0.03	$\frac{0.013}{\times 0.010}$	≤ 0.40	≤ 0.30	≤ 0.40	≤ 0.44	≤ 0.29
SN490B	≤ 0.18	≤ 0.40	≤ 1.60	≤ 0.03	$\frac{0.013}{\times 0.010}$	≤ 0.40	≤ 0.30	≤ 0.40	≤ 0.44	≤ 0.29
SN490C	≤ 0.18	≤ 0.40	≤ 1.60	≤ 0.02	≤ 0.008	≤ 0.40	≤ 0.30	≤ 0.40	≤ 0.44	≤ 0.29

※は、鋼板の場合を示す。
炭素当量Ceq(%) = C・Mn・6・Si/24・Ni/40・Cr/5・Mo/4・V/14
溶接割れ感受性組成Pcm(%) = C・Si/30・Mn/20・Cu/20・Ni/60・Cr/20・Mo/15・V/10+5B

電炉鋼材の機械的性質

鋼種	降伏比 Y R (%)	シャルピー吸収エネルギー v E o (J)
SS400、SN400B	≤ 8 0	≥ 7 0
SM490A、SN490B	≤ 8 0	≥ 7 0
SN490C	≤ 8 0	≥ 1 0 0

(3) ボルトの種類

ボルトの使用構造材料一覧表

形 状	機械的性質による等級	すべり係数	JIS規格・認定番号 等
□ 高力ボルト	F10T	0.45	JIS B 1186
□ 高力ボルト (スフェル六角ハテナ)	10T-SUS	0.45	
□ トルシア型高力ボルト	S10T	0.45	MBLT-0100 他
□ 超高力ボルト	S14T	0.45	MBLT-0080 他
□ トルシア型超高力ボルト	F14T	0.45	MBLT-0113 他
■ 熔融垂鉛メッキ高力ボルト	F8T	0.40	MBLT-0101 他
□ 熔融垂鉛メッキ高力ボルト	F12T	0.40	MBLT-0064 他
□ 中ボルト (D-LOCK を用いること)	4T	—	

(4) アンカーボルト

■ 主柱用
アンカーボルト仕様 (ナットはダブルナットとする。)
□ ABR400 □ ABR490 □ ABM400 □ ABM490 ■ 大臣認定品

■ 間柱用 他
アンカーボルト仕様 (ナットはダブルナットとする。)
■ ABR400 □ ABR490 □ ABM400 □ ABM490

■ アンカーボルト用定着板 ■ SS400 □ SM490A

(5) デッキプレート

□ 合成床
□ SDP1T (1.2mm) □ SDP2 (1.6mm) □ SDP2GA □ 各仕様書による
□ 型枠用
□ SDP1T □ SDP1GA □ 各仕様書による

(6) その他の材料

■ 頭付きスタッド JIS B1198 規格品とする。
19φ (H = 150) ・ φ (H =)
□ ターンバックル JIS A5540 規格品とする。(□ 割枠式、 □ バイプ式)

5－3． 溶接

(1) 接合部の形式
・ 溶接基準図を参照のこと。
・ ■ 工場溶接 □ 現場溶接

5－4． 高力ボルト

(1) 接合部の形式

■ 摩擦接合 □ 引張接合
・ 高力ボルトはトルシア型を標準とする。
・ トルシア型が使用できない部分は、F10T を用いる。
・ 本締めに使用するボルトと仮締めボルトの兼用はしてはならない。
・ 高力ボルト孔あけ加工は、ドリル孔あけとする。

(2) 摩擦面の処理
・ 摩擦面の処理は、摩擦面全面の黒皮をディスクグラインダ等を用いて、完全に除去した後、薬剤発せい又は自然発せいさせた赤さび状態を確保すること。
・ プラスト処理のみは認めない。
・ 発せい剤はヒットロックBを用いる。それ以外を使用する場合は、使用する塗剤の性能が分かる資料を提出の上、監理者の承諾を得ること。
・ 摩擦面に塵埃・油分が付着した場合は除去・脱脂を適切に行うこと。
・ スプライスプレートも同様の処理とする。

(3) 高力ボルトの締付け
・ 締付けに使用する機器はよく調整されたものを使用すること。
・ 締付け順序は部材が十分密着するよう 1 次締めを注意して行い、マーキングを施し、2 次締めを行う。
・ 本ボルト挿入から本締めまでの作業は、同日中に完了させること。
・ 締付け後の検査は、各締付け工法別に適切な締付けが行われているか全数検査すること。

(4) 表示記号、及びピッチ、縁距距離 (mm)

ね じ 径	M12	M16	M20	M22	M24
穴 径	13.0	18.0	22.0	24.0	26.0
ピッチ P	標 準	50	60	60	90
	最 小	30	40	50	60
標 準 縁距距離	はしあき e 1	25 (30)	35 (40)	40 (50)	45 (55)
	へりあき e 2	25	30	35	40

(注) 1. はしあき e 1 の () 内は、引張材においてボルトが応力方向に 3 本以上並ばない場合とする。
2. M 1 2 は、中ボルトとする。
3. 特記なき限りピッチは標準ピッチとする。
4. アンカーボルト穴径は、ねじ径＋5mmとする。

(5) ボルト長さ

ね じ の 呼 び	締め付け長さに加える長さ			
	S10T	S8T、F10T、S14T	S12T	
M16	25	30	35	
M20	30	35	40	
M22	35	40	45	
M24	40	45	50	

(注) 長さ5mm単位とならない場合は、2捨3入する。

(6) ゲージ

		B		B	
		g2	g1	g2	g1
A あるいは B	g1	g2	g3	最大軸径	B
	g1	g2	最大軸径	B	g1
40	22	24	10	100	60
45	25		12	125	75
50	30	30	16	150	90
60	35		16	175	105
65	35	35	20	200	120
70	40	40	20	250	150
75	40	40	22	300※	150
80	45	45	22	350	140
90	50		24	400	140
100	55	55	24		
125※	50	35	24		
130※	50	40	24		
150※	55	55	24		
175	60	70	24		
200	60	90	24		

※印は千鳥打ちとする。

5－5． 塗装

(1) 塗装をしない部分
□ 現場溶接を行う箇所および隣接する両側それぞれ100 mm以上、かつ超音波探傷試験に支障をきたす範囲
□ 高力ボルト摩擦接合部の摩擦面
□ コンクリートに埋め込まれる部分および接触する部分
□ 密閉となる部分
□ 吹付耐火被覆材が接着する部分 (□ 外周面の柱・梁を除く。)
□ スタッド溶接する梁の上端
□ 剛接合梁の梁－梁接合部小口部分
□ 小口塞ぎを設けず密閉とならない鋼管の内部

(2) 素地調整
J A S S18 : □ 2 種 (動力工具) □ 1 種 B (プラスト処理)
共通仕様書 : □ A 種 □ B 種

(3) 下塗り用塗装
□ JIS K5674 1 種 鉛・カドフリさび止めペイント (F☆☆☆☆品)
膜厚 30 μm/回 使用量 0.10kg/m²/回

(4) 塗装回数
□ 2 回 (□ 工場 2 回 □ 工場 1 回・現場 1 回)
(基本は1回目赤さび色・2回目ねずみ色とし、仕上げに支障がでる場合は監理者と調整すること)

5－6． 溶融垂鉛メッキ

(1) 適用箇所
□ 外部階段 ■ 外部露出鉄骨

(2) 素地調整 (JASS-6 による。)
■ 1 種 B

(3) めっきの種類と膜厚 (JIS H 8641 による。)
□ HDZT 49 □ HDZT 56 □ HDZT 63 □ HDZT 70 ■ HDZT 77
めっき記号の適用例
HDZT 49 : 厚さ1mmの素材、直径 12mm 以上のボルト・ナット及び厚さ 2.3mm を超える座金
HDZT 56 : 厚さ2mm以上の素材、HDZT 63 : 厚さ3mm以上の素材
HDZT 70 : 厚さ5mm以上の素材、HDZT 77 : 厚さ6mm以上の素材
※溶融垂鉛めっきは日本溶融垂鉛協会加盟会社工場にて行うこと。
■ 溶融垂鉛めっきの膜厚さは、JIS H 0401 にて、検査すること。

(4) 溶融垂鉛メッキ高力ボルト摩擦面の処理
摩擦面はりん酸塩処理によりすべり係数値 0.4 以上を確保すること。
なお、事前に摩擦面サンプルとすべり係数試験結果を監理者に提出すること。

5－7． 検査等

(1) 試験・検査項目

■ 材料試験
■ 現寸検査
■ 組立開先検査 (本溶接を 1 箇所実施しておく事)
■ 製品検査
■ 寸法精度の受入検査 (計測箇所数300個以下を1検査ロットとする)
■ 書類検査 1 (合格判定はJASS6による。)
■ 書類検査 2 (対物検査 1 □ 対物検査 2 □ 対物検査 3 □ 特記事項 ()
□ 取合部受入検査
□ 高力ボルト接合部 □ 工事現場施工 (柱・柱溶接部等)
■ 外観受入検査
■ 工作
■ 高力ボルト接合部
□ 軸ブレース仕口
■ 溶融垂鉛メッキ湯抜き孔
□ 付属金物類受入検査
■ 溶接部の受入検査
■ 受入 (第三者) 検査 (C1W 認定を受けた業者による。)
■ 超音波探傷試験 (完全溶込み溶接部)
検査抜取率 □ JASS6 による。 □ 全数検査
■ 完全溶込み溶接部の 3 0 % 抜取り (AQL=4%)
※現場完全溶込み溶接部は全数検査とする。
■ 外観検査
検査抜取率 □ 超音波探傷試験と同数
■ 全数
■ 社内検査 (超音波探傷試験、外観検査全数検査)
■ スタッド溶接部受入検査
■ 外観検査 (全数検査) ■ 打撃曲げ検査 (抜取検査)
□ 仕上がり高さ及び傾き検査 (抜取検査)

■ 建方検査
□ 高力ボルトすべり係数試験
□ 高力ボルト現場軸力導入確認試験
□ 高力ボルト締付け後検査 (マーキング確認)
□ 溶接工技量付加試験
※AW検定合格者は監理者の承諾を得て、免除することができる。

(2) 溶接技能資格

□ JIS Z 3801、WES 8201 手溶接技術者
□ JIS Z 3841、WES 8241 半自動溶接技術者
□ JIS Z 3821、WES 8221 ステンレス鋼溶接技術者
□ A・B 級エンドタブ溶接技能者
■ A/W 検定技能者
□ 溶接工技量付加試験合格者 (判定基準は A/W 検定と同基準)

(3) ロボット溶接オペレータ資格

■ 建築鉄骨ロボット溶接オペレータ 特別教育
□ 建築鉄骨ロボット溶接オペレータ 技術検定専門級資格者
□ A/W 検定ロボット溶接オペレータ

5－9． 鉄骨製作所別のグレード別適用範囲と溶接条件制限事項

項目	適用範囲
グレード	
S	① 全ての鉄骨溶接構造である。 ② 使用する鋼種及び溶接材料に適合した適切な作業条件を自主的に計画し、適切な品質のものを製作できる体制を整える。
H	① 鉄骨溶接構造の 4 0 0 N、4 9 0 N 及び 5 2 0 N 級炭素鋼で板厚 6 0 mm 以下の鋼材である。ただし、開先加工を施さない通しダイヤフラム、ベースプレート及びノンダイヤフラム形式柱梁接合部の厚肉パネルの鋼種及び板厚は、6 0 mm を超えることができる。 ② 作業条件は下向、横向及び立向姿勢とする。溶接技能者の資格は S A - 3 F、S A - 3 H 及び S A - 3 V 又は A - 3 F、A - 3 H 及び A - 3 V とする。 ③ 鋼種と溶接材料の組み合わせによる入熱及びバス間温度の管理値は、①の範囲内で「別記 2」による。 ④ 溶接方法、鋼種及び板厚の組み合わせによる予熱温度の管理値は、①の範囲内で「別記 3」による。
M	① 鉄骨溶接構造の 4 0 0 N 及び 4 9 0 N 級炭素鋼で板厚 4 0 mm 以下の鋼材である。ただし、開先加工を施さない通しダイヤフラム、ベースプレート及びノンダイヤフラム形式柱梁接合部の厚肉パネルの鋼種及び板厚は、4 0 mm を超えることができる。 ② 作業条件は下向及び横向姿勢とする。溶接技能者の資格は S A - 3 F 及び S A - 3 H 又は A - 3 F 及び A - 3 H とする。 ③ 鋼種と溶接材料の組み合わせによる入熱及びバス間温度の管理値は、①の範囲内で「別記 2」による。 ④ 溶接方法、鋼種及び板厚の組み合わせによる予熱温度の管理値は、①の範囲内で「別記 3」による。
R	① 鉄骨溶接構造の 5 階以下の建築物 (延べ面積 3 0 0 0 m ² 以内、高さ 2 0 m 以下のもの) である。 ② 4 0 0 N 及び 4 9 0 N 級炭素鋼で板厚 2 5 mm 以下の鋼材とする。ただし、開先加工を施さない通しダイヤフラム、ベースプレート及びノンダイヤフラム形式柱梁接合部の厚肉パネルの鋼種及び板厚は、「別記 1」による。 ③ 作業条件は原則下向姿勢、溶接技能者の資格は S A - 3 F か A - 3 F とする。ただし、横向姿勢を用いる場合、溶接技能者の資格は S A - 3 F 及び S A - 3 H 又は A - 3 F 及び A - 3 H とし、横向姿勢による完全溶込み溶接部の超音波探傷検査は全数とする。 ④ 鋼種と溶接材料の組み合わせによる入熱及びバス間温度の管理値は、②の範囲内で「別記 2」による。
J	① 鉄骨溶接構造の 3 階以下の建築物 (延べ面積 5 0 0 m ² 以内、高さ 1 3 m 以下かつ軒高 1 0 m 以下のもの) である。 ② 4 0 0 N 級炭素鋼で板厚 1 6 mm 以下の鋼材である。ただし、開先加工を施さない通しダイヤフラム、ベースプレート及びノンダイヤフラム形式柱梁接合部の厚肉パネルの鋼種及び板厚は「別記 1」による。ベースプレート及びノンダイヤフラム形式柱梁接合部の厚肉パネルの鋼種及び板厚は「別記 1」による。 ③ 作業条件は原則下向姿勢、溶接技能者の資格は S A - 2 F か A - 2 F とする。ただし、横向姿勢を用いる場合、溶接技能者の資格は S A - 2 F 及び S A - 2 H 又は A - 2 F 及び A - 2 H とし、かつ溶接管理技術者は溶接管理技術者 2 級又は鉄骨製作管理技術者 2 級あるいはは管理の実務を資格取得後 3 年経験した 2 級建築士の資格保有者していること。また、横向姿勢による完全溶込み溶接部の超音波探傷検査は全数とする。 ④ 鋼種と溶接材料の組み合わせによる入熱及びバス間温度の管理値は、②の範囲内で「別記 2」による。

別記 1 開先加工を施さない通しダイヤフラム、ベースプレート及びノンダイヤフラム形式柱梁接合部の厚肉パネルの鋼種及び板厚

溶接方法	鋼 種	板厚	備考
CO2 アーク溶接	400N級炭素鋼 (SS400 を除く。)	75mm 以下	*1: 国土交通省大臣認定品かつ降伏点 325N/mm ² の鋼材
	TMCP 鋼*1	50mm 以下	
低水素系被覆アーク溶接	490N級炭素鋼 (TMCP 鋼*1 を除く。)	40mm 未満	400N級炭素鋼
	SS400	32mm 未満	
低水素系以外の被覆アーク溶接	400N級炭素鋼	25mm 未満	

5－10． 鋼材メーカーリスト

角形成形鋼管	冷間成形主柱用 B C R B C P	■ 日鉄建材 (株) ■ J F E グループ	■ 丸一鋼管 (株)	円形鋼管 S T K N □ 日鉄建材 (株) □ J F E グループ □ 丸一鋼管 (株) □ (株) 大阪特殊鋼管製造所 □ 佐々木製鋼工業 (株)
		□ 日鉄建材 (株) □ (株) セイケイ	□ 佐々木製鋼工業 (株)	
H 形鋼	2 次部材用	■ 日鉄建材 (株) ■ J F E グループ	■ 丸一鋼管 (株)	H ビ形鋼 H 形鋼製造 □ 全国ビル H 工業会 会員 (認定区分 □ A □ AA □ AAA)
	大梁	■ 日本製鉄 (株) ■ J F E スチール (株)	■ 電炉メーカー	厚板 D P L ■ 日本製鉄 (株) ■ J F E スチール (株) □ (株) 神戸製鋼所
H 形鋼	外法一定	□ 日本製鉄 (株) □ J F E スチール (株)		ブデレッキ □ 日鉄建材 (株) □ (株) 富士昭サンマテック □ J F E 建材 (株) □ (株) ケンシ
	小梁等	■ 高炉メーカー	■ 電炉メーカー	ボ高ル力 ■ 日鉄ポルテン (株) ■ 日置鋼業 (株) ■ 日本ファスナー工業 (株) ■ 神鋼ポルト (株) ■ ユニタイト (株) □ 帝國製鉄 (株)

鉄筋コンクリート造配筋標準図その1

1. 一般共通事項

(1) 鉄筋の表示記号
鉄筋の断面表示は下記の記号による。

(2) 鉄筋のかぶり厚さ
(mm)
設計かぶり厚さ
● 基本仕様 ○ 高耐久²⁾
土に接しない部分
土に接する部分¹⁾
1) 軽量コンクリートの場合は、10mm増しの値とする。
2) 高耐久とは、住宅性能表示制度における劣化対策等級3(50≦C≦55)の場合など。
(注)
1. かぶり厚さとは、最外側鉄筋面からの寸法とする。
2. 最小かぶり厚さは、上記の値-10mmとする。
3. ひびわれ誘発目地部など、かぶり厚さが部分的に減少する箇所においても、最小かぶり厚さを確保する。
4. 上記のかぶり厚さは、溶接金網にも適用する。
5. 柱梁主筋のかぶり厚さは、1.5d以上とする。
6. 仕上げありとは、モルタルやタイル等の仕上げで、合計仕上げ厚さが10mm以上ある場合をいう。
かぶり厚さ

(3) 鉄筋の最小間隔とあき
鉄筋相互のあきは下記のうち最大のものとする。
1) a=25mm
2) a=1.25 x 粗骨材最大寸法
3) a=1.5d (d:鉄筋の呼び名の数値)
数値の間隔 P=a+D1 (D1:最外径)
(mm)
(注)
1. 上記の表は、粗骨材最大寸法25mmの場合を示す。
2. *印は粗骨材によって間隔が決定されたものを示す。

(4) 鉄筋の折曲げ形状および寸法
①端部 (フック形状)
設計図に特記の有る場合以外は、下記鉄筋の末端部にフックを設ける。
1) 片持スラブ上端筋の先端、壁の自由端に用いる余長は、135°、90°折曲げてあっても40以上でよい。
2) 柱・梁の出隅部分鉄筋は、×印をいう。(重ね継手の場合)

②中間部 (バンド)

(5) 鉄筋の定着および重ね継手長さ(フックなし)

(6) 鉄筋の継手
①ガス圧接継手
a. ガス圧接のずらし方
b. ガス圧接形状
(注) 鉄筋径の差が7mmを超える場合は圧接してはならない。
②重ね継手
a. 重ね継手のずらし方
(注) フック付きの場合も同様とする。
b. あき重ね継手 (スラブ筋、壁筋のみ)
③特殊継手
特殊な鉄筋継手を使用する場合は、監理者の承諾を得る。

(7) 溶接金網の定着と重ね継手
①定着
②継手

(8) その他
①コンクリートの打ち増し
a. 外壁の打ち増し
b. 床モノリシック工法の打ち増し
c. 土中部の打ち増し
②壁およびスラブ内の電気配管
a. 埋め込み配管は極力少なくし、かつダブル配筋の内側に設ける。位置決めは、配管直交鉄筋に結束し、平行する鉄筋とのあきを30mm以上確保する。
b. 雨がかりとなる外壁には配管を打込まない。
c. 配管外径(φ)は、スラブ厚さの1/4以下とする。
d. 配管のコンクリートかぶり厚さは、30mm以上とする。
e. 配管相互のあきは、下記のうち最大のものとする。
1) L≧25mm
2) L≧粗骨材最大寸法 x 1.25
3) L≧1.5φ
③アウトレット (スイッチボックス等) の補強
原則として、柱・梁には埋込みは設けないこと。(但し、打ち増し部分は可とする)やむを得ず、埋込みとする場合は監理者の承諾を得て、下記要領を参考に補強を行う。
a. 柱
b. 壁、スラブ
配筋間隔以下、または鉄筋を緩やかに曲げることにより開口を避けて配筋できる場合は補強不要とする。
それ以外は、壁・スラブ開口補強に準ずる。
④鉄筋の溶接形状
a. フレアグループ溶接 (片面)
b. フレアグループ溶接 (両面)
鉄筋の余長、重ね継手長さ及び定着長さの換算表
鉄筋径 D10 D13 D16 D19 D22 D25 D29 D32 D35 D38 D41
4d 40 60 70 80 90 100 120 130 140 160 170
5d 50 70 80 100 110 130 150 160 180 190 210
6d 60 80 100 120 140 150 180 200 210 230 250
8d 80 110 130 160 180 200 240 260 280 310 330
10d 100 130 160 190 220 250 290 320 350 380 410
15d 150 200 240 290 330 380 440 460 530 570 620
20d 200 260 320 380 440 500 580 640 700 760 820
25d 250 330 400 480 550 630 730 800 880 950 1,030
30d 300 390 480 570 660 750 870 960 1,050 1,140 1,230
35d 350 460 560 670 770 880 1,020 1,120 1,230 1,330 1,440
40d 400 520 640 760 880 1,000 1,160 1,280 1,400 1,520 1,640
45d 450 590 720 860 990 1,130 1,310 1,440 1,580 1,710 1,850

2. 基礎

(1) 基礎スラブ筋の納まり
①直接基礎
a. 一般の場合
b. 偏心する場合
(注) 一般の場合ははかま筋は基礎厚さが800以上に設ける。
②ベタ基礎 (FS: 耐圧スラブ)
a. 耐圧スラブ筋の余長及び継手位置
b. 外端
c. 連続端
(注) 連続端では下端筋の1/2以上は運動させるか、梁内で重ね継手とする。
③杭基礎
a. 一本杭の場合
※e寸法以上の杭芯ズレが生じた場合は杭芯=基礎芯となるように基礎フーチングもスラずこと。
b. 杭が2本以上となる場合
※杭芯ズレが生じた場合は下図に倣い基礎寸法を変更する。

3. 杭

・杭頭補強筋
(1) PHC杭又はPRC杭
杭リスト記載の杭頭補強筋とする。
補強筋と杭頭端板との接合は、スタッド溶接とする。
(2) SC杭
杭リスト記載の杭頭補強筋とする。
補強筋と杭頭との接合は、J開先付異形棒鋼をNew J-BAR溶接にて取付とする。(認定番号 NSRB-0058)
2) PHC杭、PRC杭又はSC杭の杭頭処理
基礎底レベルまで杭内の固結した周辺固定液を撤去し基礎と同強度のコンクリートを打設すること。

4. 地中梁

(1) 独立基礎、杭基礎の場合 (定着、継手)
(2) 布基礎、べた基礎の場合 (定着、継手)
(3) 水平ハンチの場合のあばら筋加工要領
(4) せいの高い梁のあばら筋
加工要領図が1500を超える場合
①の拡大図
(1) 鉄骨構造 RC柱型
露出形
埋込形
根巻形
地中梁の主筋、スタッドボルト (スタッドジベル) による、納まりに注意する。

令和8年度

工事名
遭湾行者礁照射灯災害復旧工事

図番
S-004

構設名
遭湾行者礁照射灯

図面名称
鉄筋コンクリート造 配筋標準図 (1)

縮尺
図示

作図年月
2026.08

備考
原紙: A2

2025.12.1 改訂

鉄筋コンクリート造配筋標準図その2

(2) 柱筋の余長・定着および継手位置

主筋の継手可能位置を示す。

1) 柱筋はベース筋から立上げる。

2) 直線定着でL2以上取れる場合は、先端フックを付かなくてもよい。

(3) フープの割付け

(注)

1. 仕口部分には、副フープを入れなくてよい。

2. P1, P2, P3は設計図によるフープのピッチを示す。

(4) フープの形状

① フープ

特記なき限り タイプ A を使用する。

1) タイプBのLは両面溶接5d、片面溶接10dとする。(右図参照)

2) タイプCは大臣認定品とする。

(注)

1. フックの位置は上下同一の箇所に集中させない。

2. タイプEの仕口部はタイプ A、B、C、D を使用する。

3. ※印は 90° フックの場合 12d

135° フックの場合 6d

4. スパイラルフープを採用する場合は、ピース分割・柱脚部・中子フープの配筋方法など鉄筋工事施工計画に盛り込み監理者の承諾を得る。

② 副フープ形状

特記なき限り タイプ A を使用する。

(注)

1. 5巻以上の添え巻き

2. 50d以上かつ30cm以上

3. 1.5巻以上の添え巻き

4. 50d以上かつ30cm以上

5. フレアグループ溶接

(5) 斜め柱・斜め梁

① 柱幅と斜材 (柱又は梁) 幅が同一

② 柱幅と斜材幅が異なる

柱筋の折曲げ位置は、柱筋と梁筋の交差部とし、フープをダブル掛けとする。

③ 柱脚で斜材となる

注: 1.50 の範囲の柱のフープは、同径のフープ2本重ねとし8100 以下とする。

①の鉄筋は同径のフープ2本重ねとする。L2* = L2 + 5d

(6) 柱打ち増し部補強筋

1) 壁が取付く80以下の打ち増しで、壁内筋が柱主筋内定着とならない場合は、打ち増し補強筋を配筋する。

(7) きかし筋 (二段筋)

1) Pは1 - (3) 鉄筋の最小間隔による。

2) 連続筋は6φφ1,500かつ各階2箇所以上とする。

6. 梁

(1) 梁筋の継手位置

主筋の継手可能位置を示す。

特記なき限り	大梁は	タイプ B
	小梁は	タイプ E
	基礎梁は	タイプ B
	基礎小梁は	タイプ E

(注)

端部、中央で主筋本数が異なる場合は、主筋本数の少ない位置を優先とする。

タイプA

タイプB

タイプC

タイプD

タイプE (小梁)

a. 連続梁の場合

b. 単スパン梁の場合

(2) 梁筋の余長

端部カットオフ長さ (下図※) は、下記とする。

● $l_o/4+15d$ ○ $l_o/4+15d$ かつD+ () d

① 大梁、基礎梁

※1 直線定着はLaかつ0.75D以上とする。

② 小 梁

端部カットオフ長さ (下図※) は、下記とする。

● $l_o/4+15d$ ○ $l_o/4+15d$ かつD+ () d

a. 連続梁の場合

b. 単スパン梁の場合

(注)

※は、大梁の場合L2と読み換える。

(3) 定 着

① 柱への定着

a. 梁の定着

(注)

1. 折り曲げ起点は柱中心線をこえた位置とする。

2. 下端筋を下向き定着とする場合、監理者の承諾を得る。

3. 柱幅が大きくて、直線部だけでL2が確保できる場合でも柱中心線をこえて中間折り曲げ扱いでテール長10d以上とする。(右図参照)

b. 基礎梁の定着

(注)

1. 折り曲げ起点は柱中心線をこえた位置とする。

2. ベタ基礎など地反力を受ける基礎小梁の定着も同様とする。

c. 段差のある場合

$e \leq D/6$ の場合

$e > D/6$ の場合

(注)

直線定着はLaかつ0.75D以上とする。

d. 片持梁と連続する場合

(注)

※印の梁の主筋は半数以上を折曲げて定着させる。但し、SRCの場合は全数通し配筋としてよい。

② 梁への定着

a. 一般の場合

(注)

捨て筋を流して結束

A-A矢視

斜めに定着とする

斜めあるいは水平定着としてよい

b. 段差のある場合

$e \leq B/6$ の場合

$e > B/6$ の場合

(注)

eは水平くい違いの場合にも準ずる。

c. 打ち増し部への定着

d. 先端小梁の外端部片持梁への定着

(注)

L: 上端筋L2 下端筋L3

(水平断面)

(垂直断面)

(4) 片持梁

① 一般の梁と連続する場合

② 一般の梁と連続しない場合

(注)

下端筋は曲げ下げ、水平定着としてもよい。

(5) ハンチ梁

① $e/a \leq 1/6$ の場合

② $e/a > 1/6$ の場合

(6) ストラップの割り付け

(注)

つり上げ筋: ストラップ同径、2本巻とする。

(7) 腹筋の納まり

(注)

※小梁の接合部は腹筋を通さなくてもよい。

(8) ストラップ形状

① ストラップ形状

特記なき限り タイプ A を使用する。

1) Bの溶接長さLは、両面溶接5d、片面溶接10dとする。(右図参照)

2) Cは大臣認定品とする。

(注)

1. タイプAのフック位置は、スラブ側に設ける。スラブが取付かない場合は、交互配置とする。

2. 下図タイプ D、E (キャップタイ形式) は、900フックの開き出しがスラブにより防止できる場合に用いてよい。スラブと同時に打設する場合でも、スラブレベル差、スラブ開口などで適用範囲が限定されるため、使用する場合は部位別に計画し、監理者の承諾を得る。

3. タイプ D、Eを使用できない例

(下記の例、タイプA、B、Cとする)

スラブ上端からの余長※が4d以下の場合

スラブ下端よりフックが出る場合

置きスラブ形式の場合

逆梁の場合

(注)

二線溶接工法などの採用には、監理者の承諾を得る。

2014.10.28 改訂

令和8年度	工事名 遭湾行者礁照射灯災害復旧工事	図番 S-005	構造物名 遭湾行者礁照射灯	図面名称 鉄筋コンクリート造 配筋標準図(2)	縮尺 図示	作図年月 2026.08	備考 原紙: A2
-------	-----------------------	-------------	------------------	----------------------------	----------	-----------------	--------------

鉄筋コンクリート造配筋標準図その3

(9) 打ち増し補強

鉄骨造地中梁の場合

上部打ち増し

側部打ち増し

下部打ち増し

フカシ主筋

補筋 (2-D**)

D** : 梁の腹筋と同径

70 ≤ a ≤ 300 : D16

a > 300 : D19

300 ≤ b < 450 : 3本

450 ≤ b < 600 : 4本

600 ≤ b < 800 : 5本

800 ≤ b < 1000 : 6本

1000 ≤ b < 1200 : 6本

600 ≤ a < 900 : 1段

900 ≤ a < 1200 : 2段

1200 ≤ a < 1500 : 3段

1500 ≤ a < 1800 : 4段

1800 ≤ a < 2100 : 5段

2100 ≤ a < 2400 : 6段

2400 ≤ a < 2700 : 7段

2700 ≤ a < 3000 : 8段

※ J型筋の鉄筋径及びピッチは梁スタラップに準ずる。

1) 壁が取付く80以下の打ち増しで、壁内筋が梁主筋内定着とならない場合は、打ち増し補強筋を配筋する。

(10) 柱面と梁面が同一になる場合の納まり

(注)

1. 梁幅(B)は、柱外面からとるものとする。

2. スターラップの幅の加工は、柱主筋径分狭めた寸法とし、下式による。

※ スターラップ幅 : (梁幅 - 2 × かぶり厚さ - 柱主筋径)

(11) スラブ勾配による梁増打補強

イ 補強筋 : D13@200以下

ロ 受け筋 : J型筋(径・ピッチは梁スタラップに同じ)

(12) 2段筋のあき及びスパーサー

スパーサー(例)

2.0m程度毎に入れる。

(13) 主筋の配置

幅止筋 D10@1000 とする。

7. 壁

(1) 壁筋の定着および継手

① 柱・梁への定着

a. 柱

b. 梁

(注)

1. 縦筋は乱雑にしくなくてもよい。(土圧壁は除く)

2. 柱・梁側80以下の打ち増しがある場合で壁内筋が柱・梁主筋内定着とならない場合打ち増し補強筋を配筋する。

② 非耐力壁の隅角部、交差部の定着

a. シングル配筋の場合

b. ダブル配筋とシングル配筋の場合

c. ダブル配筋の場合

③ スラブへの定着

④ 壁端部の定着

a. 耐力壁 (EW, RW) の場合

b. 非耐力壁の場合

(注)

1. ひび割れ防止筋は開口補強筋とは別に配筋する。

2. ひび割れ防止筋は、壁筋と同位置に配筋する。径 Dnは壁筋と同じとする。交互配筋の場合は太い径とする。

3. ひび割れ防止筋は、壁筋のピッチ125以下の場合不要とする。

4. ひび割れ防止筋は、監理者の承諾を得て、既製品等を用いることができる。(但し、壁厚150mmでダブル配筋の場合は、既製品の使用は不可とする。)

⑤ 土圧壁筋 (RW) の定着及び継手位置

a. 梁への定着

(注)

地下外壁の外側鉄筋※の基礎梁への定着長さは、規定長さでよいが、約1mごとに耐圧スラブの上端まで下げるなど鉄筋位置確保に留意する。

b. 土圧壁 (RW) の継手位置

壁筋の継手可能位置を示す

(2) 壁開口補強

① 開口補強筋の定着

(注)

1. e ≤ 200の場合は、破線(---)で示した補強筋は不要とする。

2. 壁厚が150でダブル配筋の場合は、斜筋不要とする。

3. 150x150以下の開口部については、縦横筋は開口部をさけて割付けた場合、補強筋は不要とする。

② ひび割れ防止筋 (内壁・外壁共)

(注)

1. ひび割れ防止筋は開口補強筋とは別に配筋する。

2. ひび割れ防止筋は、壁筋と同位置に配筋する。径 Dnは壁筋と同じとする。交互配筋の場合は太い径とする。

3. ひび割れ防止筋は、壁筋のピッチ125以下の場合不要とする。

4. ひび割れ防止筋は、監理者の承諾を得て、既製品等を用いることができる。(但し、壁厚150mmでダブル配筋の場合は、既製品の使用は不可とする。)

(3) 誘発目地

① 外壁収縮 (誘発) 目地

(注)

1. 内目地を設けられない場合および打ち増し厚が20mmを超える場合にも、収縮目地の断面欠損率は、打ち増しを含めた壁厚の20%以上とする。

2. バラベットおよび外部手摺も含む。

② 耐力壁に誘発目地を設ける場合

○ 打設t/4打ち増しとする

● 目地部に充填を施す

1) 充填材は躯体と同強度以上の無収縮モルタルとする。

(注)

かぶり厚さ※を確保する。

(4) 構造目地

構造目地の箇所・種別は設計図書による。

スリット材は既製品とし、種別、部位ごとに使用製品及び施工詳細について監理者の承諾を得る。

① 完全スリット型 (伏図・軸組図に▽印で表示)

a. 鉛直スリット

b. 水平スリット

(ア) 打継目地と不連続の場合

(イ) 打継目地となる場合

※スリットにて、柱・梁に断面欠損を生じさせないこと。

	部 位	a (mm)
鉛直スリット	壁壁・垂れ壁	20以上かつ壁有効高さの1/100以上
水平スリット	垂れ壁	20以上

・補強筋間隔

	鉛直スリット	水平スリット
1F~4階	D13 @400	D13 @400
5F~10階	D13 @400	D13 @400
11F~15階	D10 @200	D10 @200
11F~	特記による	特記による

※補強筋は溶融亜鉛メッキ又はエポキシ樹脂塗装仕上げとする。

(5) 戸境壁等の頂部補強要領

(注)

1. 補強筋は壁の縦筋・横筋とは別に、同径・同ピッチで配筋する。

2. 適用箇所は設計図による。

3. Pは壁筋のピッチを示す。

4. P ≤ 125の場合は補強筋不要。

(6) 壁の斜め補強筋

1) 1スパンの場合

2) 多スパンの場合

注 : 最下階の補強は外壁のみとする。

2025.10.20 改訂

令和8年度	工事名 遭湾行者礁照射灯災害復旧工事	図番 S-006	構造物名 遭湾行者礁照射灯	図面名称 鉄筋コンクリート造 配筋標準図(3)	縮尺 図示	作図年月 2026.08	備考 原紙 : A2
-------	-----------------------	-------------	------------------	----------------------------	----------	-----------------	---------------

鉄筋コンクリート造配筋標準図その4

8. スラブ

(1) スラブ筋の余長及び継手位置

スラブ筋の継手可能位置を示す。

(2) 定着

①周辺固定スラブ

a. 外端

b. 連続端

c. 段差のある場合

d. 打ち増し部への定着

(注)

1. 折り曲げ起点は梁中心線を超えた位置とする。

2. スラブ筋のかぶり厚の確保はスペーサー (φ800以下) による。

②片持スラブ

(注)

1. 誘発目地ピッチは、3,000程度とする。

2. 片持スラブの出寸数の変わる場合は、その位置に設ける。

3. コンクリート手すりのある場合には、ある部分とない部分の境に設ける。

9. 梁貫通補強

(1) 梁貫通補強範囲

①貫通孔範囲及び貫通孔径

位置

大梁

小梁

貫通孔の径

D/3以下

D/4以下

不可

不可

不可

不可

(2) 梁貫通補強

①貫通孔範囲

②貫通孔間隔

(3) 梁貫通補強の既製品

既製品は、大臣認定品及び日本建築センター評価品の下記とする。

a. 高強度棒鋼を加工した既製品

・ダイアレンS

・MAXウェブレ

・ハイウェブレ

・リバーレン

・スーパーハリー

・MAXリンレンK型

b. 鉄筋コンクリート用棒鋼を加工した既製品

・ダイアレン

・ウェブレ

・ニューパワーレン

・マイティバーⅢ

・スパーレン

・スターレン

(注) 使用製品の選定については、補強要領および計算書を監理者に提出し、承諾を得る。

10. 増築予定

将来増築予定のコンクリート増打ち部分は、増築時の鉄筋継手工事を考慮して配置する

(1) 柱、梁

(2) 地中梁

(3) 床版、壁

10. コンクリート工事における指示事項

コンクリート工事施工計画書の作成においては、設計および施工条件の考慮とともに下記項目に留意する。(詳細についてはJASS5による。)

(1) 運搬および打込み・締固め

できるだけ品質の変化が少ない運搬方法とし、打込み・締固めは均質かつ密実な充填され所要の強度耐久性を有し、有害な打込み欠陥部のない構造体コンクリートが得られるよう行う。

a. 練混ぜから打込み終了までの時間は、外気温25℃未満で120分以下、25℃以上で90分以下とする。

b. 運搬および打込みにおいて、水を加えてはならない。

c. 先送りモルタルはコンクリートと同等以上の強度とし、先行水と共に品質低下した部分は廃棄する。

d. 自由落下高さはコンクリートが分離しない範囲とする。

e. 打込み強度は良好な締固めができる範囲とし、打込み中の打継ぎ時間はコールドジョイントが生じないよう、先に打込まれたコンクリートの再振動可能時間以内とする。

(外気温25℃未満で150分、25℃以上で120分)

f. 棒型振動機は打込み各層ごとに用い、下層に先端が入るよう鉛直に挿入し、挿入間隔は60cm以下とし、コンクリート上面にペーストが浮くまで加振する。

g. 打込み後は天端ならしを行い、沈み・粗骨材の分離・ブリーディング・プラスチックひび割れ・沈みひび割れなどの欠陥は凝結終了前にタンピングなどにより処理する。

(2) 養生

a. 湿潤養生期間は普通ポルトランドセメントでは計画供用期間短期および標準で5日または10N/mm²以上、長期で7日または15N/mm²とする。これより前にせき板を取り外す場合は、その日数所要強度発現まで散水・噴霧などにより湿潤に保つ。

b. 打込み後、5日間以上コンクリートの温度を2℃以上に保つ。

c. 水和熱によりコンクリート内外温度差が25℃以上になるおそれがある場合は、打込み時のコンクリート温度を低く抑えと共に、保温養生など有効な養生を行う。

d. 硬化初期に有害な振動や外力を受けないように、周辺作業の管理を行う。

(3) 打継ぎ

a. 打継ぎ位置は、梁・スラブではスパン中央付近、柱・壁ではスラブ・梁の上端または下端とする。

b. 打継ぎ面はレイタンスや脆弱なコンクリートを取り除き、コンクリート打込み前に散水などにより湿潤にしておく。ただし、打継ぎ面の水は、コンクリートの打込み前に高圧空気などによって取り除く。

(4) かぶり厚さの確保

設計かぶり厚さを確保するため、パーサポートやスペーサーを適所に配置する。パーサポートおよびスペーサーの種類は、コンクリート製・鋼製とし、側面に限りプラスチック製を使用してもよい。パーサポートおよびスペーサーの材質および配置に関しては、JASS 5表11.4を標準とし、計画する。

ハイベースNE0工法設計施工標準

(ハイベースNE0工法は、S造及びC F T造に適用)

2025/10

工場加工

現場施工

(#)：センクシアの担当範囲

大臣認定

BCJ評定

MSTL-0566（Gタイプ用ベースプレート）
MBLT-0042～0044、0046、0228～0230（アンカー用ボルトセット）
BCJ評定-ST0058（Gタイプ）
BCJ評定-ST0059（エコタイプ、高強度柱適用タイプ）

本工法の設計・施工は、鋼構造設計規準、鉄骨工事技術指針、建築工事標準仕様書 J A S S 6 鉄骨工事、建築工事標準仕様書・同解説 J A S S 5 鉄筋コンクリート工事、およびハイベースNE0工法設計ハンドブックに準拠する。

設計

計

Gタイプ用アンカーボルト部品

ハイベースNE0工法 各種寸法及び基礎柱形設計例（Fc24の場合）
〈角形鋼管柱用 □150～□550〉

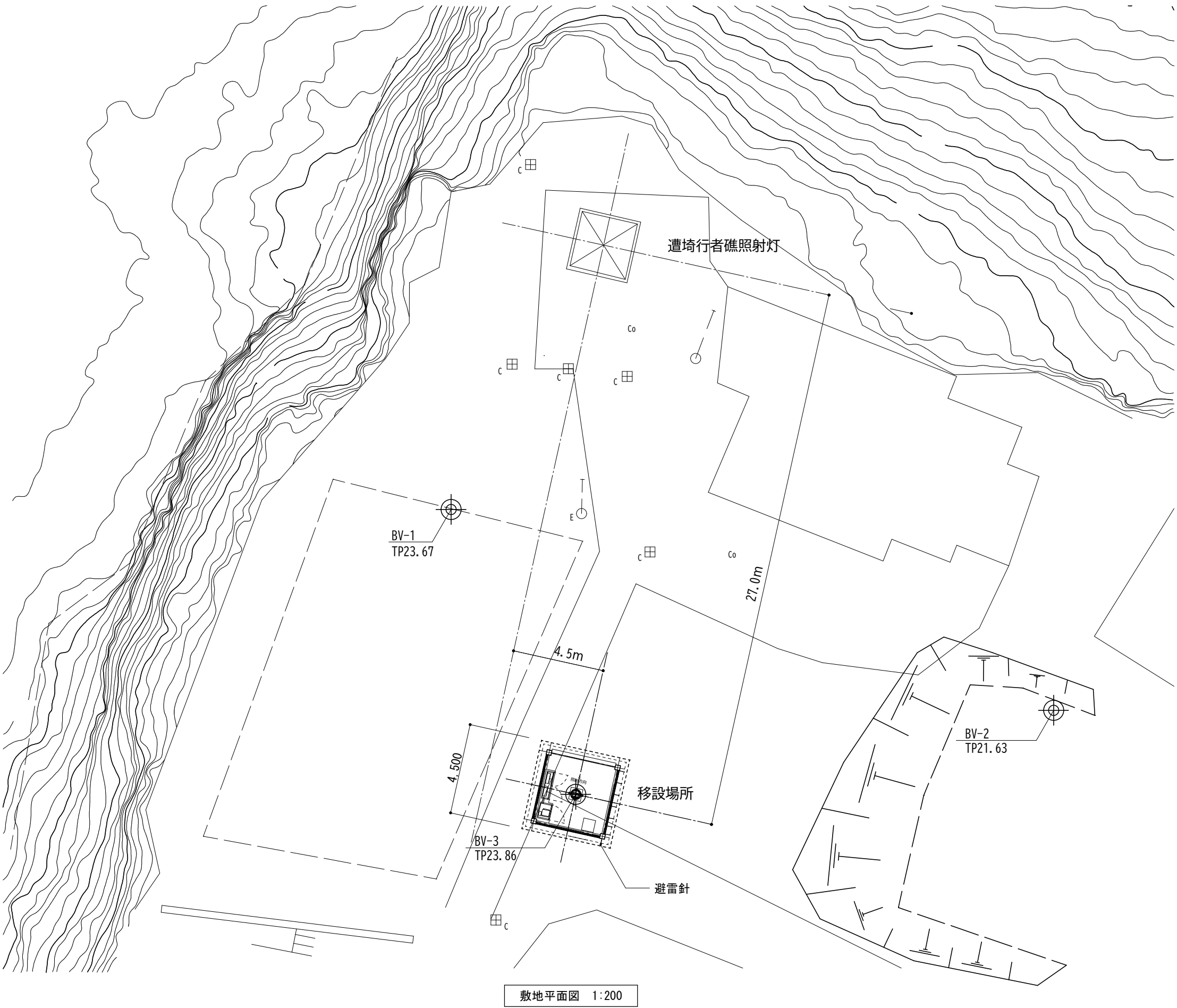
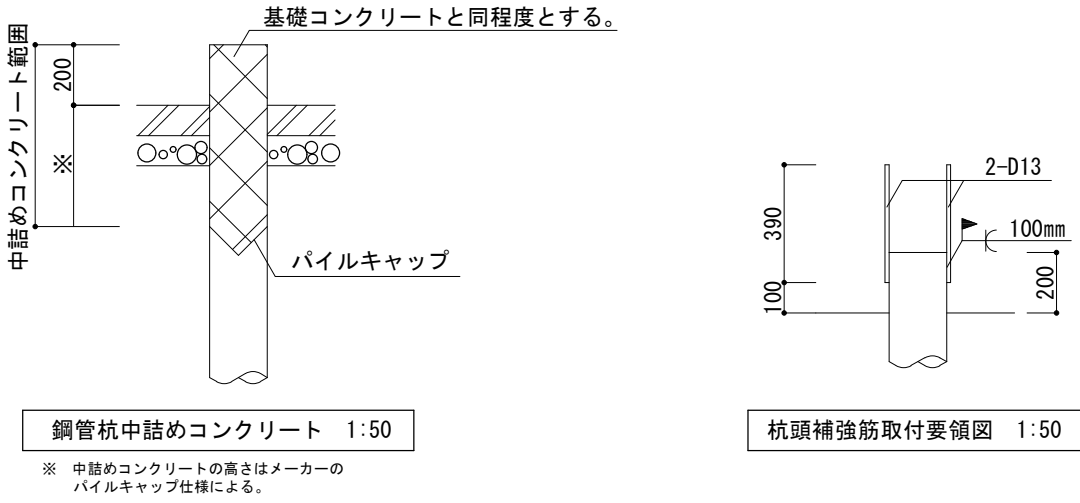
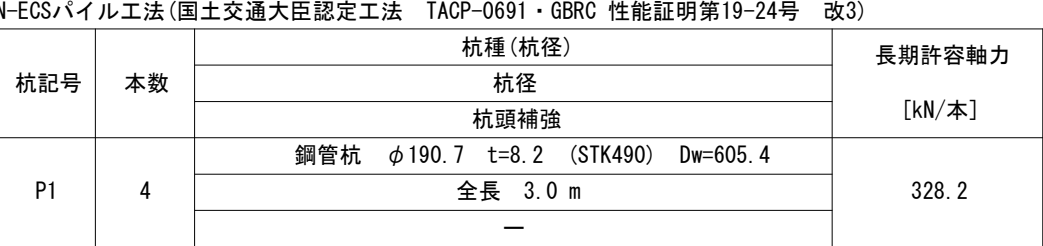
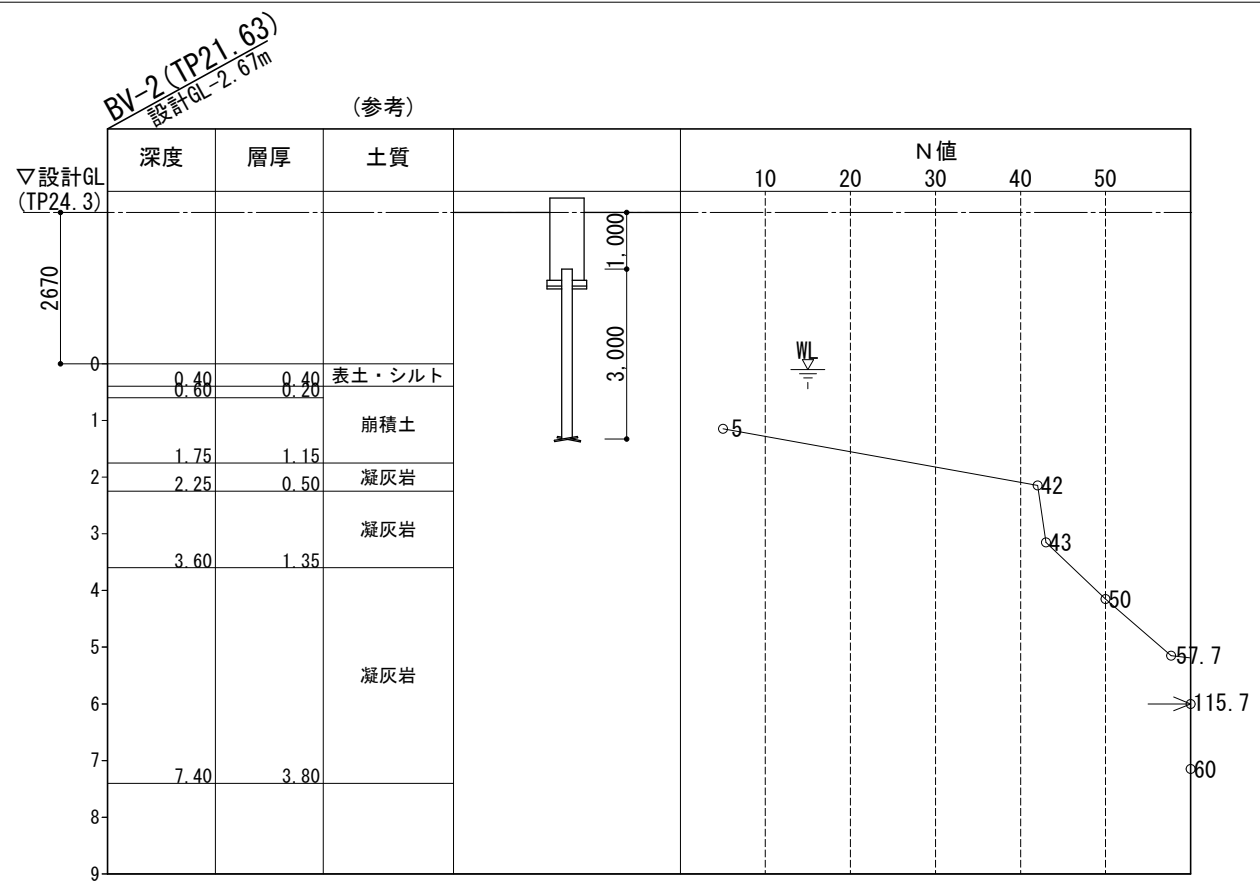
型式表示例

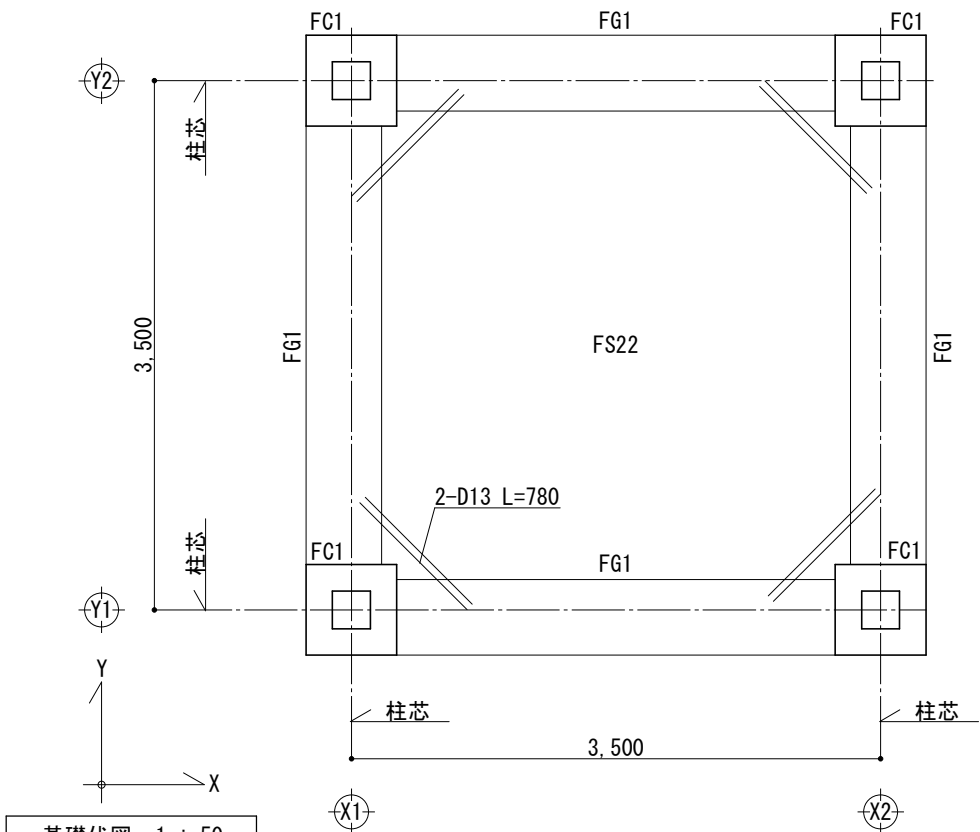
エコタイプ：EB350－8－36
Gタイプ：GB500－8－42

アンカーボルト径
アンカーボルト本数
柱外形寸法
角形鋼管柱用

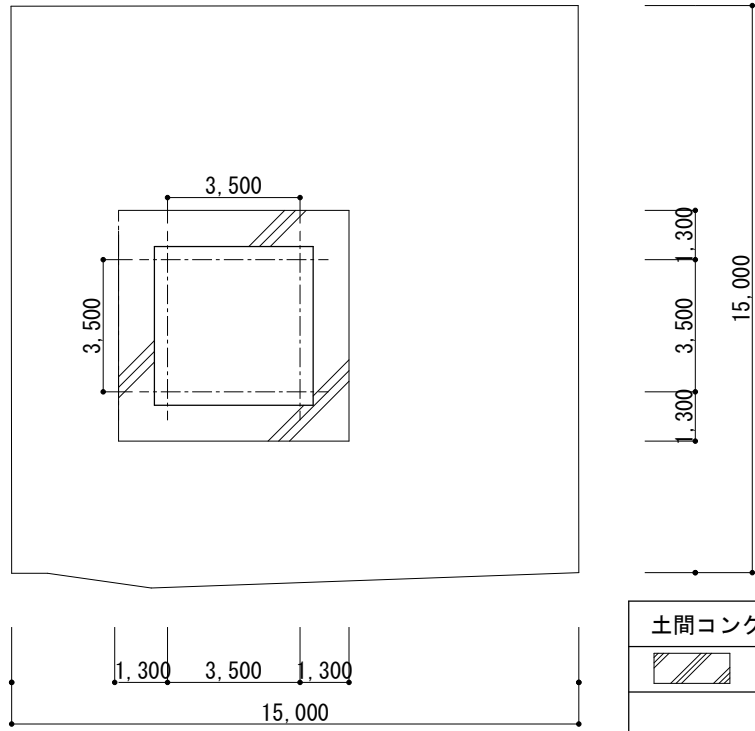
ベースプレート形状

<





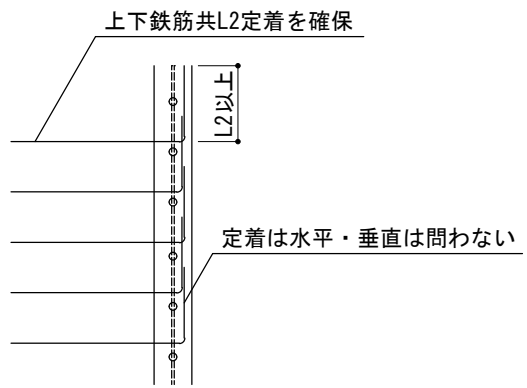
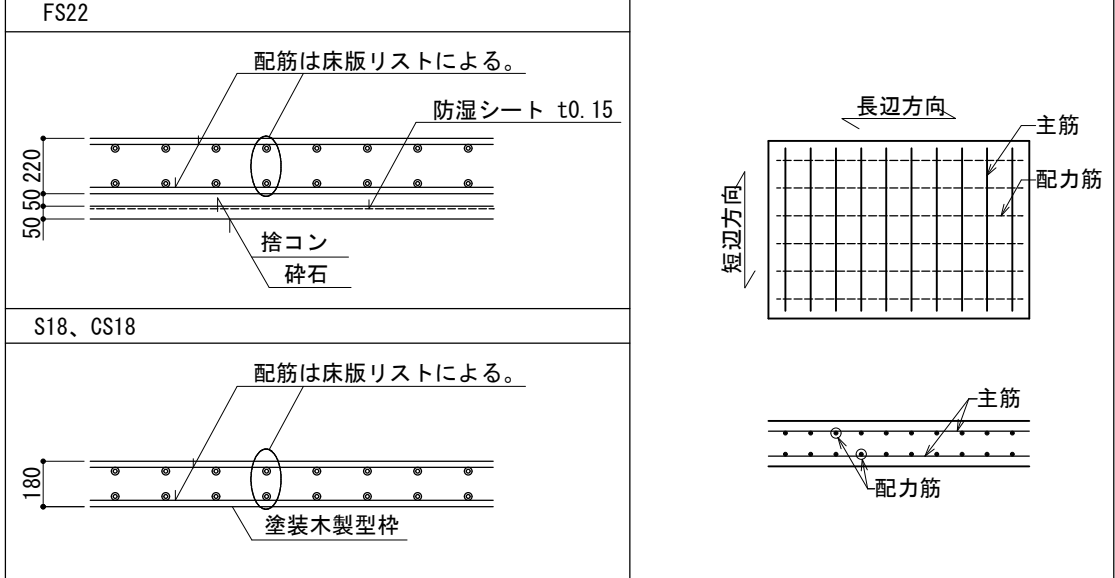
※ スラブ天端はGL+220とする。
※ 梁上には基礎スラブ天端までフカシを設けること。
※ 雷保護設備の環状接地極（銅線2.0x19）、垂直接地極を埋設できるように掘削を行うこと。



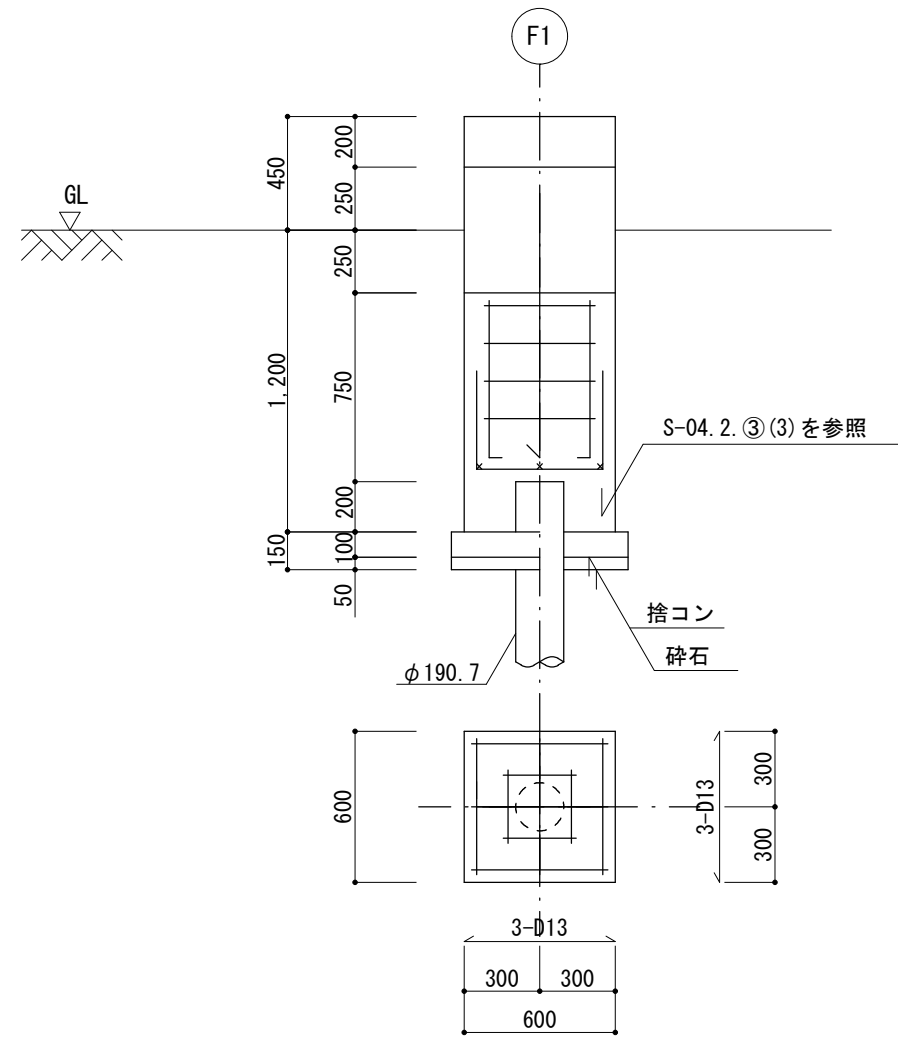
土間コンクリート仕様	
	土間コンクリート t=150
	鉄筋:D10@200 タテヨコ共シングル
	砕石:RC40 t=150

床版リスト 1:30

符号	厚さ	位置	短辺方向配筋	長辺方向配筋	備考
S18	180	上端筋	D10D13@200	D10@200	2隣辺固定 2隣辺ピン
		下端筋	D10@200	D10@200	
CS18	180	上端筋	D10D13@200	D10@200	片持
		下端筋	D10@200	D10@200	
FS22	220	上端筋	D10D13@200	D10D13@200	4辺ピン
		下端筋	D10@200	D10@200	



基礎リスト 1:30

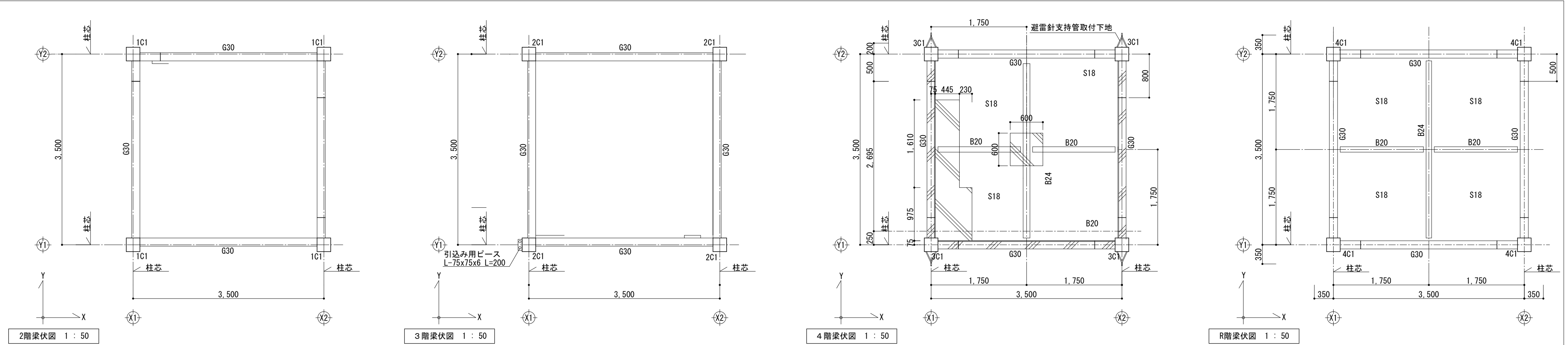


地中大梁リスト 1:30

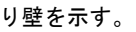
符号	FG1
位置	全断面
断面	
B×D	500x600
上端筋	4-D19
下端筋	4-D19
スタレープ	2-D13@200
腹筋	2-D10

柱型リスト 1:30

符 号	FC1
柱 脚	ハイベースNE0 EB250-4-24
断面	
B×D	600x600
主筋	8-D19
フープ	D13@150
定着長さ	190



梁伏図は、特記なき限り下記とする。

1. ↗ はグレーチング方向を示す。	5. 鉄骨部はオール溶融メッキとする。
2. 継手位置は、柱芯より 500 の位置とする。	
3.  は、コンクリート立上り壁を示す。	
4.  は、機械基礎を示す。	

主柱リスト 特記なき限り BCR295 とする。

符号階	C1
4 階	□-250x250x9 (λ max=36.2)
3 階	□-250x250x9 (λ max=38.7)
2 階	□-250x250x9 (λ max=46.8)
1 階	□-250x250x9 (λ max=44.0)
柱脚	ハイベース NEO EB250-4-24

大梁リスト 特記なき限り鋼種は SN400B とする。

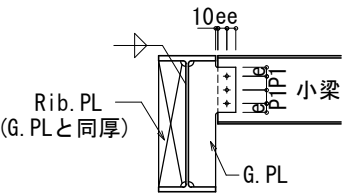
符号	使用材料				継手符号
	端 部	中 央	端 部	端 部	
G30	H-300x150x6.5x9				J30

鉄骨小梁リスト 特記無き限り鋼種は SS400 とする。

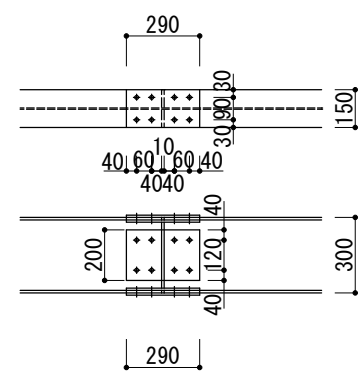
符号	タイプ	使用材料	接合部	P1	P2	e	継手符号
B20	A	H-200x100x5.5x8	GHTB 2-M20, GPL-6				
B24	A	H-248x124x5x8	GHTB 3-M16, GPL-6				

接合タイプ 特記なき限り、P1=60, P2=60, e=40とする。

Aタイプ

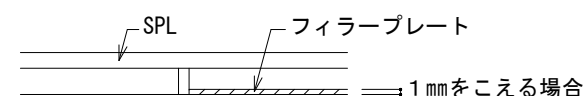


JOINTリスト 1:30 特記なき限り鋼種は SN400Bとする。高力ボルトはF8T とする。

符 号	J30
主 材	H-300x150x6.5x9
断 面	
フランジ	SPL 2PL-9x150x290
	GHTB 4PL-9x60x290
	16-M20
ウェブ	SPL 2PL-6x200x290
	GHTB 8-M20

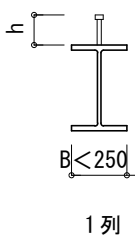
注記1) ボルト本数の偶数・奇数によらず、ウェブ芯から上下均等に振分けとする

※フィラープレート
FPL, WPL面で段差が1mmをこえる場合は、
フィラープレートを入れる事

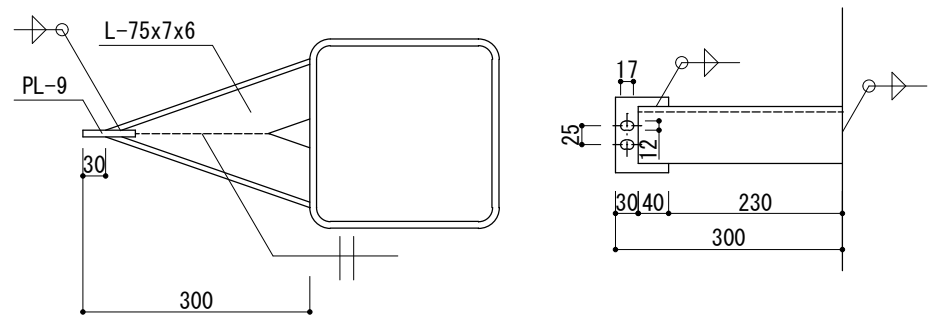


スラブ範囲梁上頭付スタッド要領図

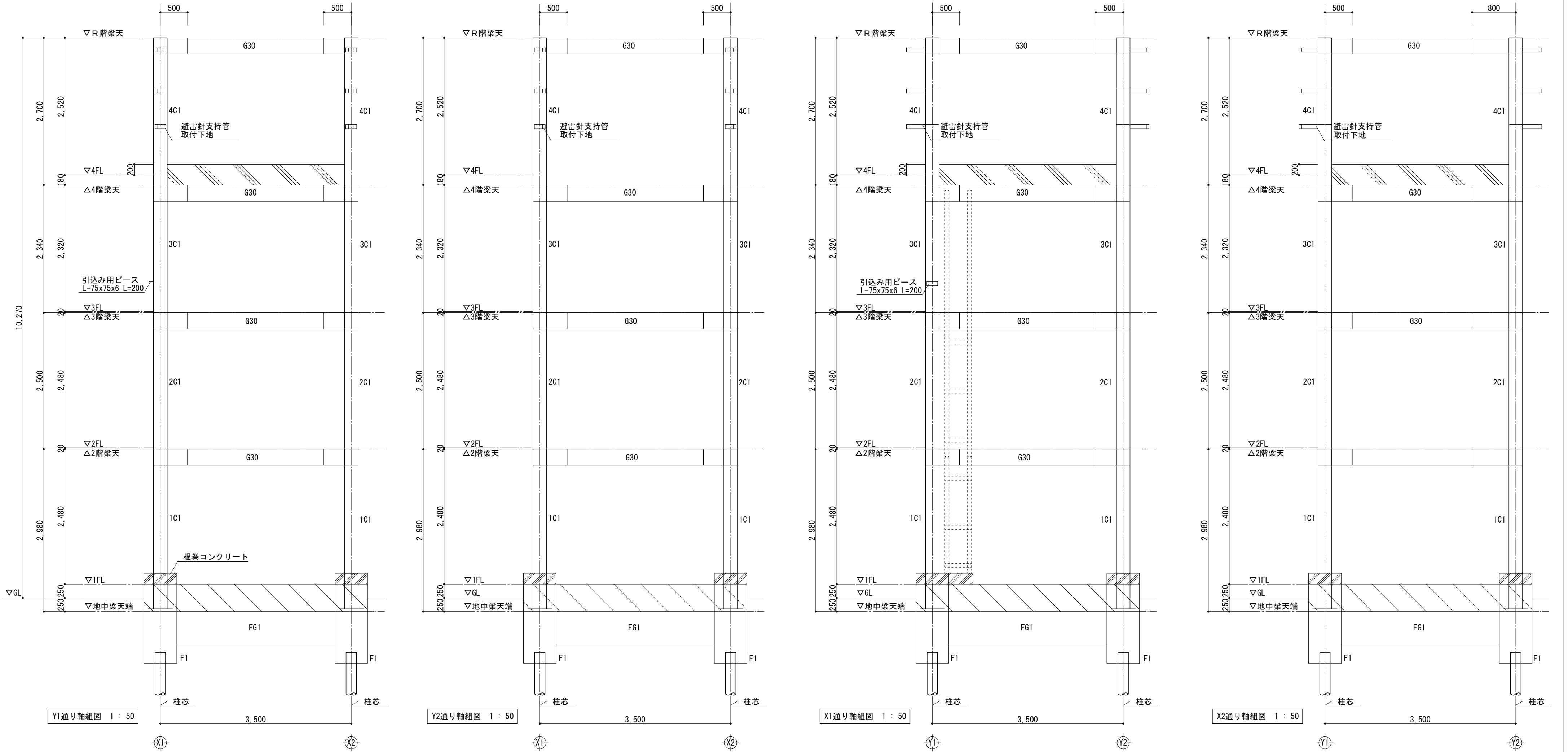
特記なき限り下記による。
1.使用スタッドは JIS B 1198 (頭付スタッド) に規定するものとする
2.スタッドの取付範囲は、鉄骨梁で床スラブが取付く梁とする
3.大梁上は原則としてデッキプレートを切断し、スタッドがデッキプレートを通しないこと



符 号	スタッド径	ピッチ (＠)	備 考
大梁	φ19	200	S18:h=150
小梁	φ19	200	S18:h=150



避雷針支持管取付下地 1:10

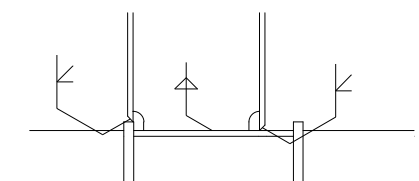
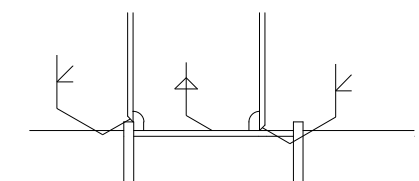
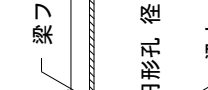
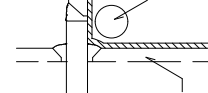


特記なき限り下記とする。

1. は梁上コンクリートふかしを示す。	5. は立上がりコンクリートを示す。
2. 継手位置は、柱芯より 500 の位置とする。	
3. は根巻コンクリートを示す。	
4. 根巻天端には水勾配を設けること。	



大梁が取付く通しダイヤラムの板厚は、亜鉛メッキの湯抜き孔の欠損と柱サイズを鑑み4サイズアップとする。

柱一梁接合部要領図（※は採用を示す）	
※ノンスカラップ工法  ※DPLは柱板厚以上かつ、接続するフランジ最大厚さの2サイズUP以上とする。 溶融亜鉛メッキ面時は、4サイズUP以上とする。 ・DPL間隔が確保できず、UT検査が困難となる仕口には下記に示すいずれかの大臣認定又は評定を受けた柱梁接合工法を用いなければならない。 (1) NDコア（日鐵住金建材）CBL SS008-19号 (2) ファブラックスDS（旭化成建材）BCJ評定-$\\$T0195-01$ $\\$T0195-02$ (3) KH-コラムジョイント（軸井ハルテック）CBL SS003-15号 (1)(2)(3)いずれかの工法を用いる場合は、各メーカーから最新の標準図を入手し、それに従って施工を行うこと。 ・内DPLを設ける場合は、上述の柱梁接合部を用いて、内DPLを省略してもよい。	口スカラップ工法 
湯抜き孔（柱一梁接合部）	
	
湯抜き孔（スカフナ）	
スカラップの場合 	丸孔の場合 
スカラップ R=40 mm以下	
・梁せいが 600 以上の場合、梁せいの1.5倍以内の間隔にスカフナを設ける。	

工事仕様書（電気設備）

I。建築物概要

〔1〕	工事名称	遭埼行者礁照射灯災害復旧工事				
〔2〕	工事場所	石川県 珠洲市 三崎町 地内				
〔3〕	建物用途	行者礁照射灯塔（区域、地域、地区：）				
〔4〕	防火対象物	消防法 令別表第一（）-項	消防法：（・無窓階：・普通階：全階			
〔5〕	面積	敷地：- m ²	建築：- m ²			
延床：- m ²						
〔6〕	階数・構造	地上 4 階、地下 階、塔屋 階、造S（耐火・準耐火・その他）				

II。別契約の関連工事

・建築工事

・電気設備工事

・給排水衛生設備工事

・空調調和設備工事

・構内交換設備工事

・昇降機設備工事

・自家発電設備工事

・厨房機器設備工事

・屋外付帯工事

・植栽工事

・

・

・

III。工事内容

本工事は、遭埼行者礁射灯の灯塔建替えを目的とし、現状灯塔と同等の機能を有する鉄骨造灯塔の整備を行う。

・電力設備として、電力を電力会社柱より架空にて引き込み、遭埼行者礁射灯の電源とする。

・雷保護設備として避雷針、引下げ導線、接地を設置する。

IV。工事仕様

1. 一般仕様

1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和7年版」（以下、「標準図」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」（以下「改修標準仕様書」という。）による。

2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書・改修標準仕様書を適用する。

3）機器及び材料

特に指定は無いがすべて一級品とする。機器類仕様は一般仕様○ 国土交通省仕様

4）特許権等

設計図面に特許権等の対象である旨の明示がない場合も含め、工事に關連して第三者の特許権等に属するものを使用することについて、請負者は一切の責任を負う。その手続き・諸費用は請負者の負担で行う。

5）官公庁手続等

着手後すみやかにこの工事に關する官公庁・その他と協議・条件確認を行う。
この工事に關する官公庁、その他への手続及びこれに必要な費用はこの工事に含む。

6）施工計画書

工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。

又、施工及び施工の試験に先立ち、工種ごとの施工計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。

7）製作図/施工図

工事の着手に先立ち、各設備の機器・器具情報を図面に記入し、各請負者間で調整したもの（総合図）を工事監督員に提出し、確認を受ける。製作又は施工に必要な図面を作成し工事監督員の確認を受ける。

2. 工事現場の表示板

工事現場には、下記表示板を設置する。（記入例）

上段の地色は白色
文字は青色

工事名
工期自年月日～至年月日

発注者 第九管区海上保安本部
設計（建築・設備委託業者名を記入）
監理（建築・設備委託業者名を記入）
施工 建築（施工業者名を記入）
電気（施工業者名を記入）
機械（施工業者名を記入）
この工事は、週休2日に取り組んでいます

下段の地色は青色
文字は白色

設計及び監理の欄は、実施設計及び工事監理が委託発注された場合。
工事名は、各工事とも共通な名称とし、各文字は角ゴシック体とする。

3. 材料及び試験

工事に使用する機器・材料・製品の試験成績書を工事監督員に提出し確認を受ける。

行い、工事監督員に報告する。

4. 工事写真等の記録

1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（令和3年改定）」による。
2) 請負契約約款第14条第3項に定める工事写真は次のとおり。

・ 地中埋設配管部

・ 機器の基礎及びアンカーボルト埋設部

・ 塗装工程

・ 接地極埋設部

・ 天井、トレンチ内の隠ぺい箇所

・ 躯体内隠ぺい部

3) 区分による規格、枚数、部数は次による。

区分	大きさ(mm)	撮影枚数	部数	備考
着工前	100×148程度	監督員の指示による	1部	工事期間中は現場事務所に整理保管し、
工事中	85×115程度	監督員の指示による	1部	工事完成時に提出する。
完成時	100×148程度	監督員の指示による	1部	A4用紙に整理したもの

4) 完成写真の撮影は、次による。

・ 建築写真撮影業者 ※ 建築写真撮影業者以外

5) 写真はA4版用紙に順序よく貼付又は印刷し、説明事項を記入して提出する。
6) 中間検査又は監督員の指示により、手直しを命じられた工事は、手直し前、中、後が判断できる写真を撮影し、報告書に添付し提出する。

5. 電線本数・管路等

分電盤、制御盤、端子盤等の二次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径等は機能性を優先し、図面と多少相違しても差し支えない。ただし、相違する場合は監督員の承諾を受ける。また、機械室の露出配線は、金属管にて施工し、全長にわたって接地線を設ける。

6. 塗装

次の金属露出配管（亜鉛めっき面/ステンレスを含む）は、塗装を行う。

・ 屋外

・ 屋内（居室・機械室・）

○ 塗装無し

7. 材料検査

請負契約約款に定める監督員の検査を受けて使用する工事材料は次のとおり。

・ 受変電機器

・ 自家発電装置

・ 照明器具類

・ 配電盤類

・ 避雷針

・ 通信機器

・ 構内交換機器

・ 接地材料

・

8. 土工事

① 埋め戻し及び盛り土の種類

・ 山砂・・・配管の周囲100mm以上

・ 根切り土の中の良質土・・・機器による締め固め

② 残土処分

・ 構外搬出適切処理

・ 構内指示の場所に敷ならし

9. 発生材の処理

① 特記により引渡しを要するものは指定された場所に整理の上監督員に引渡す。

・ 引渡し場所：

② 引渡しを要しないものはすべて場外に搬出し関係法令に従い適切に処分する。

10. 耐震施工

次に示す事項を除き、すべて独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」による。
1) 機器の設計用標準水平震度及び耐震クラスは図示による。図示がなければ次による。

設置場所	耐震安全性の分類（重要機器、一般機器共通）	
	特定の施設	一般の施設
	耐震クラスS	耐震クラスA
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5<2.0>
中間階	1.5	1.0<1.5>
一階及び地下階	1.0（1.5）	1.0

注1 設置場所の区分は、機器等を支持する床部分により適用し、天井面（上階床）より支持する機器等は直上階を適用する。
注2 上層階は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
注3（）内の値は水槽類（受水槽、高置水槽、消火関係水槽、オイルタンク等）、<>内の値は防振支持の機器（防振材・防振装置を介して設置される機器）に適用する。
2) 地域係数は1.0とする。
3) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし水平地震力と同時に働くものとする。
4) 1kN以下の軽微な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても耐震を考慮し据付け又は取付けを行うものとするが、前記指針の方法によらなくてもよい。

11. あと施工アンカー

1) 埋込み配管等の探査の範囲及び方法は、図示による。
2) 施工後確認試験（引張試験）をを行う（6箇所以上）○行わない

12. 施工注意点

（関連工事と協力調整する。）
① 工事の着工に先立ち、現況調査を関係機関の協力を得て入念に行い報告する。

1) 地下埋設物、その他隠蔽物を確認し、事故を未然に防ぐ。

2) 既設制御装置類の設定・データを維持・漏洩防止する。

② 安全対策、機能確保に留意する。

・ 造営物（架台、金物）の突起部によるケガ防止（角落とし、保護キャップ）
③ 器具の取付け高さは、監督員・施設使用者と協議し決定する。
④ 計器類、操作部は管理し易い位置、支障のない位置に設置する。
⑤ 機器、器具の強度は監督員、施設使用者と協議し決定する。
⑥ 高圧地中線には標識シートを併設する。地中線路にはケーブル埋設標（アルミ箔付、2倍折）を設ける。
⑦ 接地極埋設位置近くには埋設標を設ける。

・ 感電防止（防護ネット、フェンス、アース、ELB、盤旋錠）

⑧ 下記の配線には行き先表示を行う。

a、配電盤/分電盤/制御盤の2次側配線
b、ブルボックス・マンホール

⑨ 配線の接続、結線は確実に行き社内検査にて確認する。
⑩ 電力契約・計量器仕様は、施設管理者、電力供給会社と協議する。

V。施工の試験

下記の項目について施工の試験を行い成績書を提出する。						
	試験内容	要・否	合否判定基準	試験内容	要・否	合否判定基準
〔1〕	絶縁抵抗測定	要	電気設備技術基準	〔8〕	漏電火災継電器試験	否 消防法
〔2〕	接地抵抗測定	要	電気設備技術基準	〔9〕	火災報知設備試験	否 消防法
〔3〕	自家発電機負荷試験	否	電気設備技術基準	〔10〕	テレビ電界強度測定	否 有線テレビジョン放送法
〔4〕	畜電池試験	否	電気設備技術基準	〔11〕	LANケーブル試験	否 FLUK
〔5〕	照度測定	否	JIS規格/建築基準法	〔12〕	機器動作性能試験	要 施工計画書
〔6〕	リレー試験	否	電気設備技術基準	〔13〕	警報表示試験	否 施工計画書
〔7〕	耐圧試験	否	電気設備技術基準	〔14〕	総合動作試験	要 施工計画書

令和8年度

工事名
遭埼行者礁照射灯災害復旧工事

図番
E-001

構造物名
遭埼行者礁照射灯

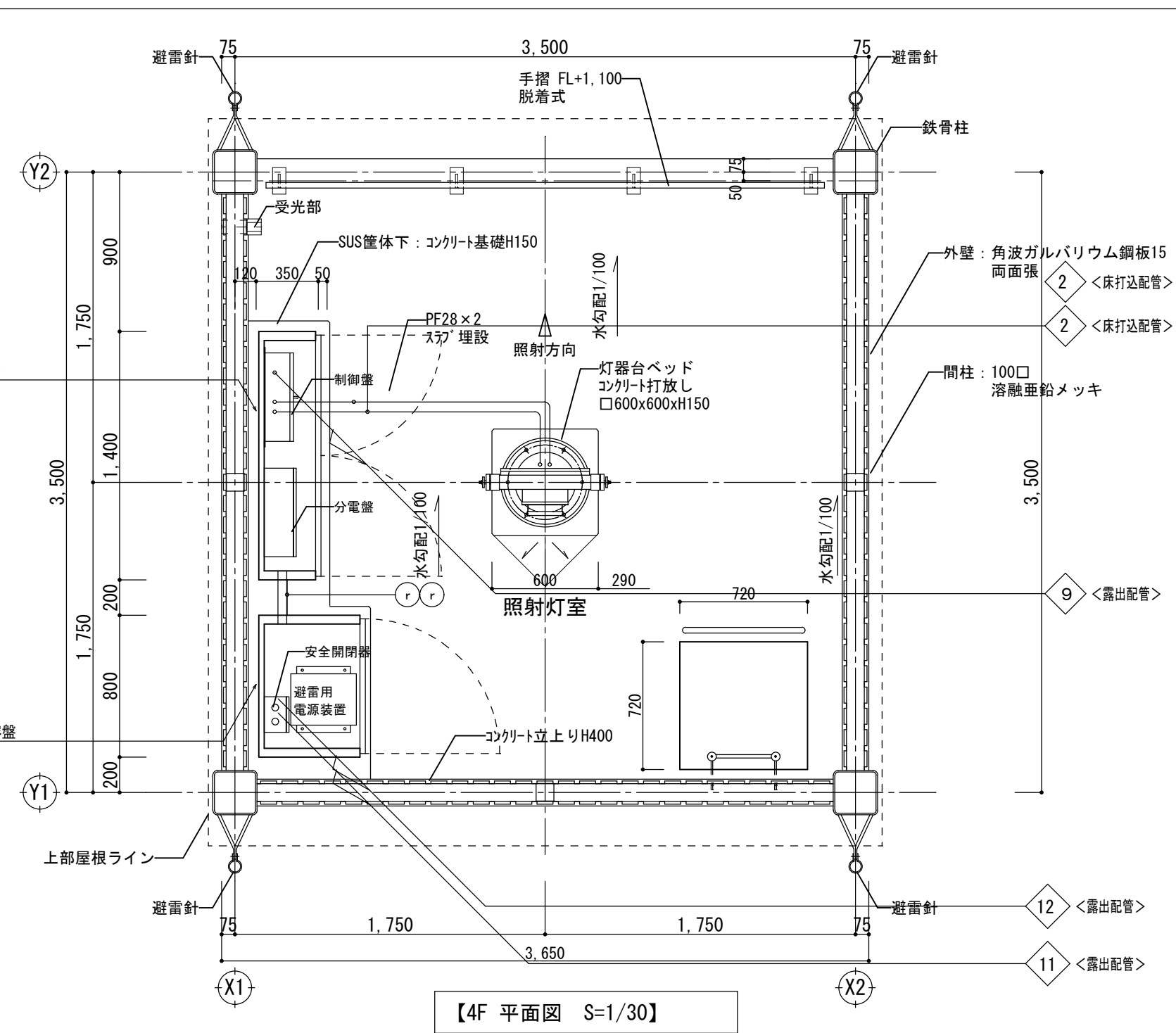
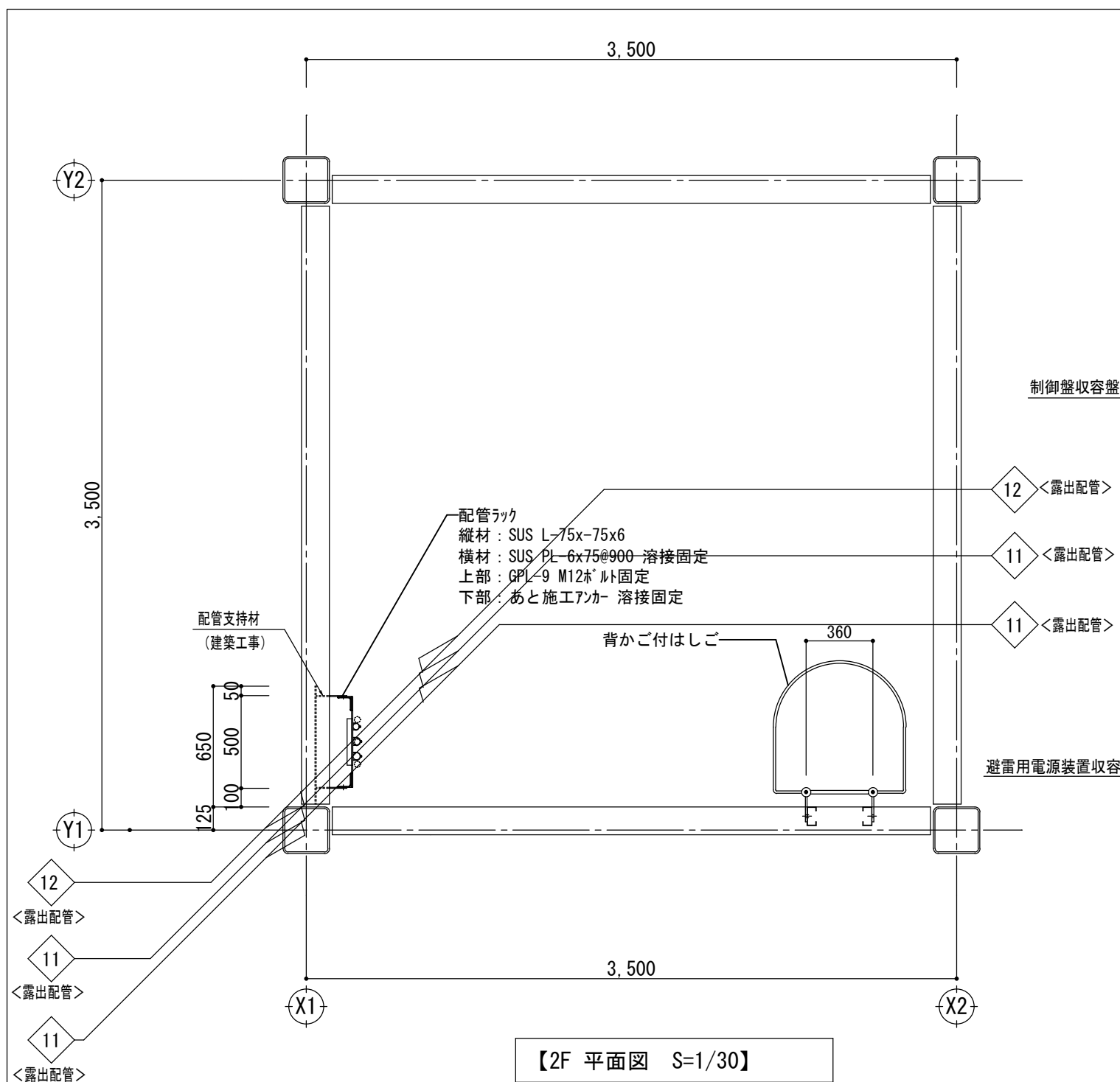
図面名称
工事仕様書（電気設備）

縮尺
図示

第九管区海上保安本部 交通部整備課

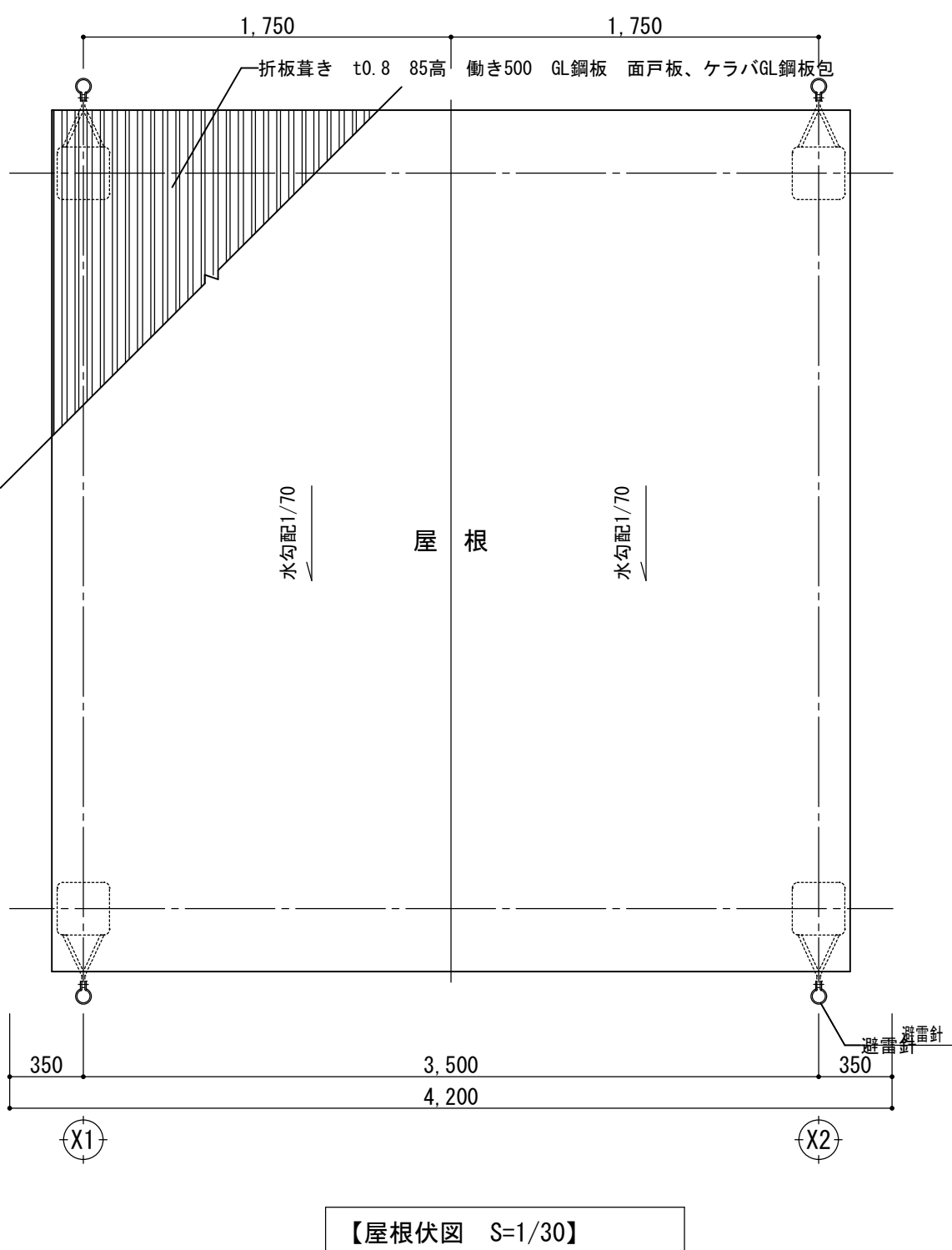
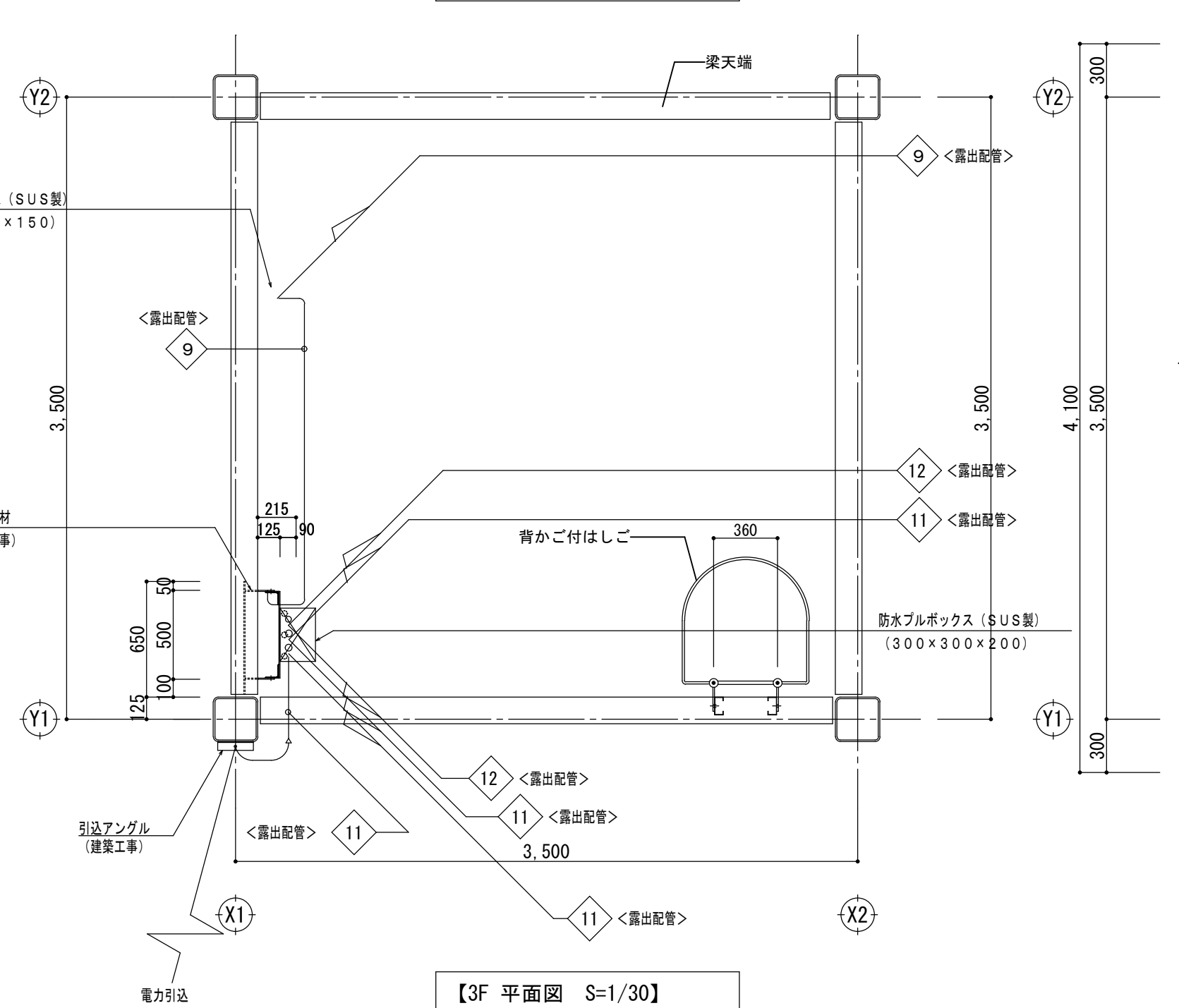
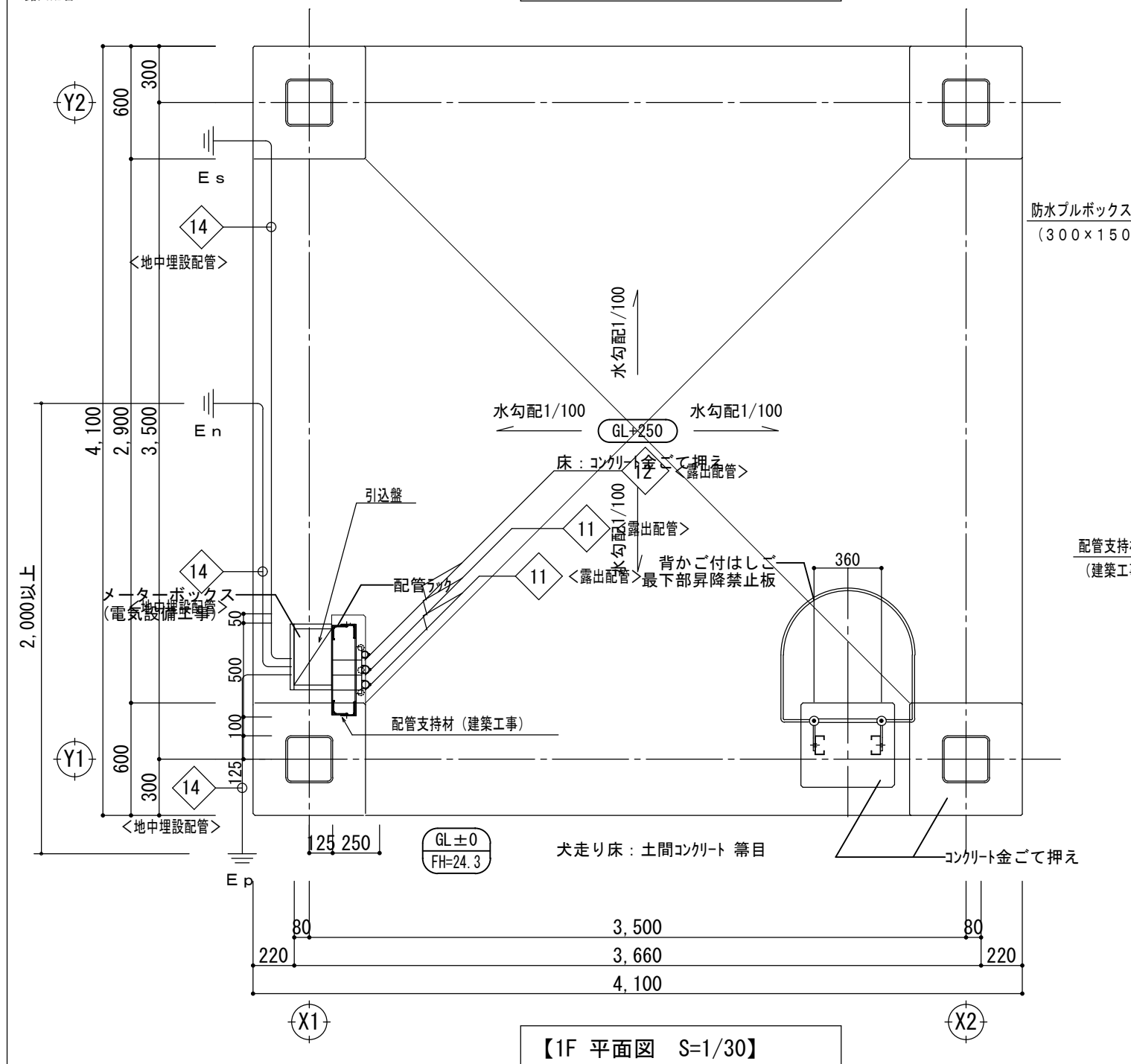
作図年月
2026.09

備考
原紙：A2

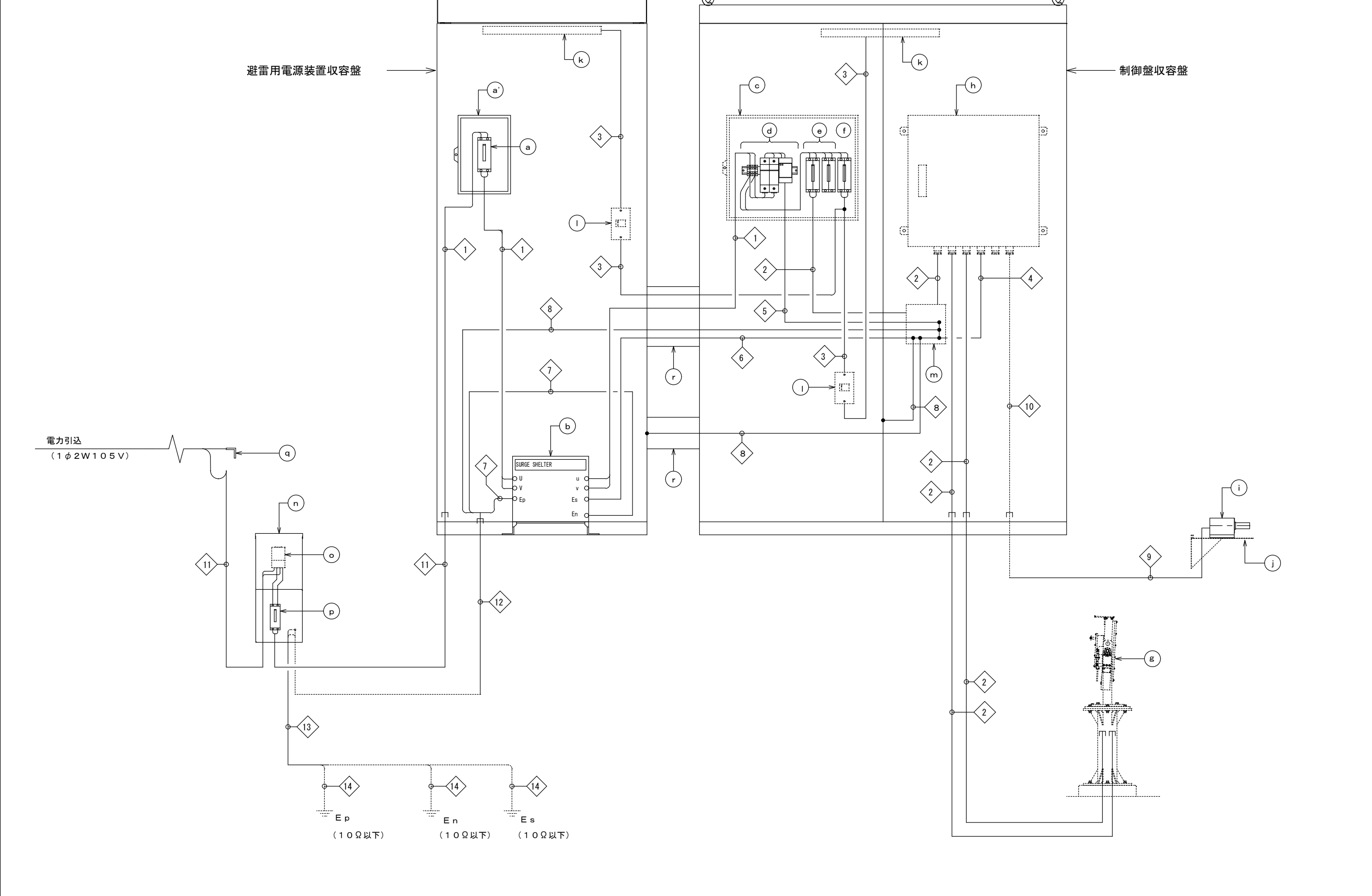


配線配管		
番号	配線	配管
2		P F 2 8
9		G 2 2 (S U S)
11	EM - CE 8  2 C	(G 3 6 (S U S))
12	EM - I E 8  3	(G 2 8 (S U S))
13	EM - I E 8  3	(G 2 8 (S U S))
14	EM - I E 8  1	防食テープ巻き

※配管支持金具類は全てステンレス製とする。

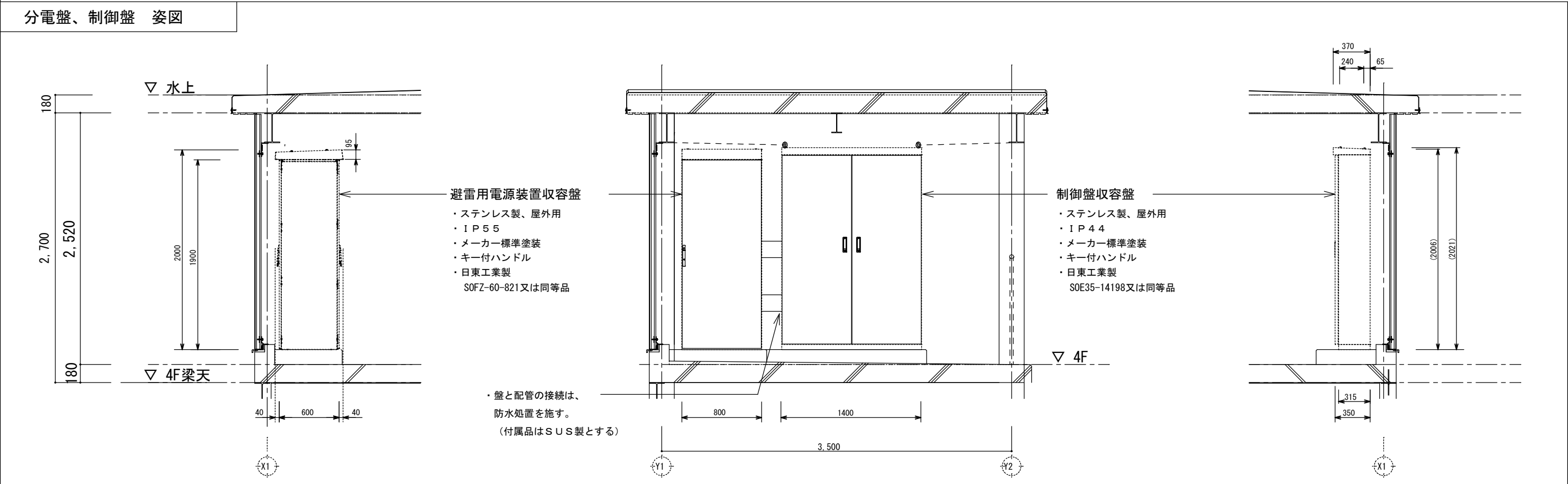


機器仕様、配線容量図



資材明細表					
番号	品 名	規 格	数量	適用	備 考
Ⓐ	安全開閉器	ブラボックス 日東工業製 P14-23CA又は同等品	1	調達	別途工事
Ⓐ		サーキットブレーカ (MCCB) AC100V 2P 30A	1	調達	別途工事
Ⓑ	避雷用電源装置	音羽電機工業製 AC100V 2P 2KVA SSN12-1-1又は同等品	1	調達	別途工事
Ⓒ	分電盤	ブラボックス 日東工業製 P18-54CA又は同等品	1	調達	別途工事
Ⓓ		避雷SPDセット JISクラスⅡ 音羽電 機工業製 LT-2T-FA-SET又は同等品	1	調達	別途工事
Ⓔ		サーキットブレーカ (MCCB) AC100V 2P 30A	2	調達	別途工事
Ⓕ		サーキットブレーカ (MCCB) AC100V 2P 15A	1	調達	別途工事
Ⓖ	LED照射用灯具	灯具本体	1	官給品	別途工事
Ⓗ		制御盤	1	官給品	別途工事
Ⓘ		受光部	1	官給品	別途工事
Ⓙ	受光部取付金具	SUS304 PL2	1	製作	建築工事
Ⓚ	壁内LED灯	防水型LED蛍光灯 パナソニック製 NWZ111ENZLE9又は同等品	2	調達	別途工事
Ⓛ		点滅スイッチ 防水 周切 15A 樹脂製露出スイッチボックス共	2	調達	別途工事
Ⓜ	防水フルボックス	150×150×100 平ブタ	1	調達	別途工事
Ⓝ	引込盤	防水型ステンレス 日東工業製 SOMS-12B又は同等品	1	調達	別途工事
Ⓞ		電力量計	1	電力会社取付	別途工事
Ⓟ		サーキットブレーカ (MCCB) AC100V 2P 30A	1	調達	別途工事
Ⓠ		75×75×6 t SOMS-12B又は同等品	1	製作	建築工事
Ⓡ	ステンレス管	G 7 0	2	調達	別途工事

配線配管			
番号	配線	配管	備考
①	EM-CEB [□] -2C	(PF36)	別途工事
②	—C—	PF28	
③	EM-CE2 [□] -2C、E1.6	(PF22)	別途工事
④	EM-IE5.5 [□] ×1	(PF16)	別途工事
⑤	EM-IE5.5 [□] ×1	(PF16)	別途工事
⑥	EM-IE5.5 [□] ×1	(PF16)	別途工事
⑦	EM-IE5.5 [□] ×1	(PF16)	別途工事
⑧	EM-IE8 [□] ×1	(PF16)	別途工事
⑨	—C—	G22 (SUS)	別途工事
⑩	—C—	PF22	別途工事
⑪	EM-CEB [□] -2C	(G36 (SUS))	別途工事
⑫	EM-IE8 [□] ×3	(G28 (SUS))	別途工事
⑬	EM-IE8 [□] ×3	(G28 (SUS))	防食テープ巻き 建築工事
⑭	EM-IE8 [□] ×1		建築工事



雷保護設備凡例

番号	記号	名 称
1		突針 OT型
2		支持管 ステンレス管 (SUS304)
		48.6φ (3t) 3.3m
3		支持管取付金物 鉄骨用 (プレートは材料支給の上、溶接は建築工事とする。)
5		鉄骨用接続端子 (プレートは材料支給の上、溶接は建築工事とする。)
6		端子ボックス 露出用 2端子 (ステンレス製)
7		端子ボックス 露出用 2端子 PC付 (ステンレス製)
8		銅線 2.0 × 13
		保護管 G28 (SUS) 防食テープ巻き
		保護管取付金物 外壁用
9		銅線接続クランプ
10		環状接地極 銅線 2.0 × 19
11		垂直接地極 単独用アース棒 14φ × 1500 × 1本
12		測定用アース棒 14φ × 1500
13		測定用リード線 EM-IE 5.5mm 2
14		測定用アース棒 14φ × 300
15		アルミ線 2.0 × 19

※ JIS Z 9290:2019の規定に基づく。

※ 環状接地極によって囲われる面積の等価半径が5m以下となる為、

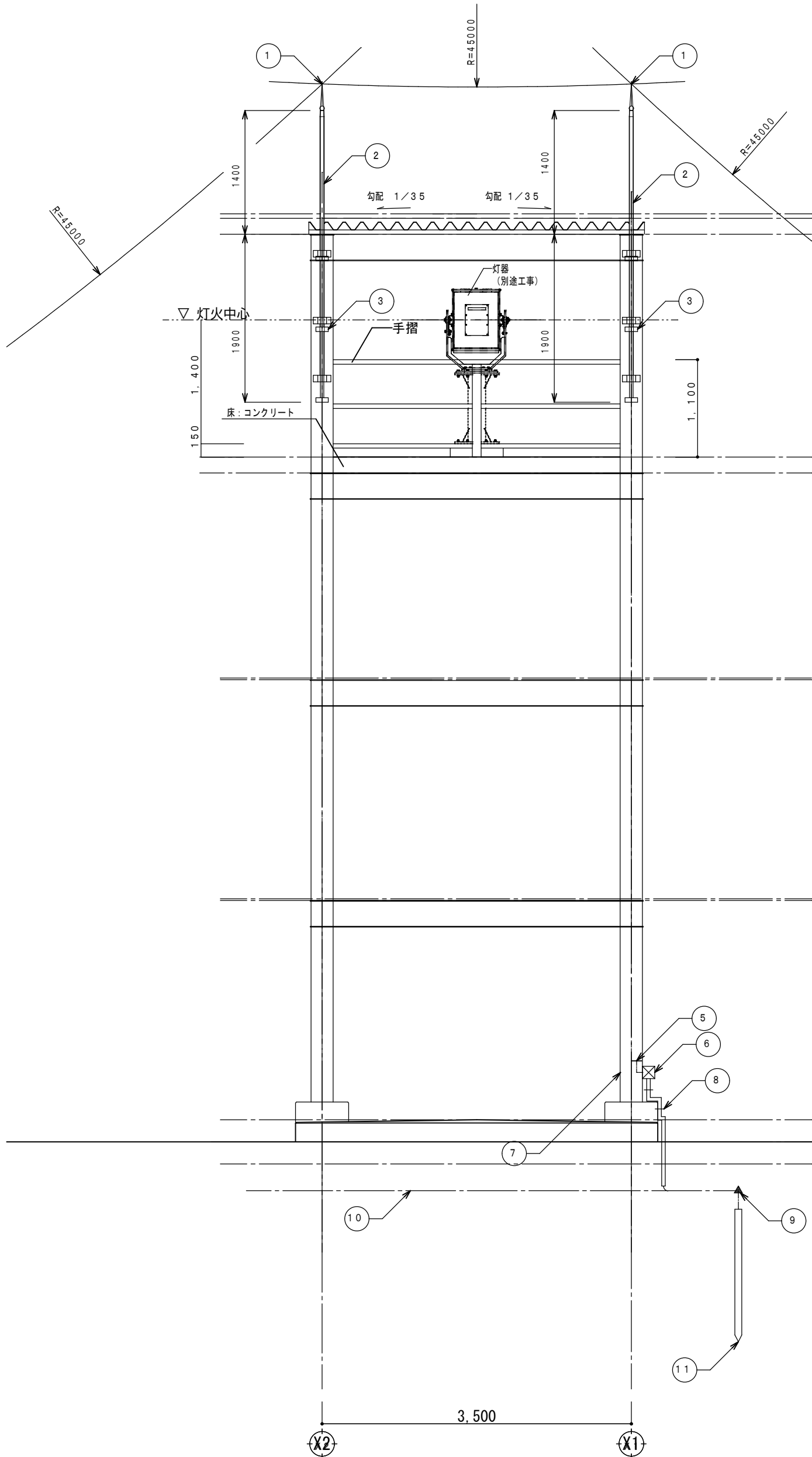
垂直接地極を追加施設する。

LPSのクラスに応じた受雷部の配置

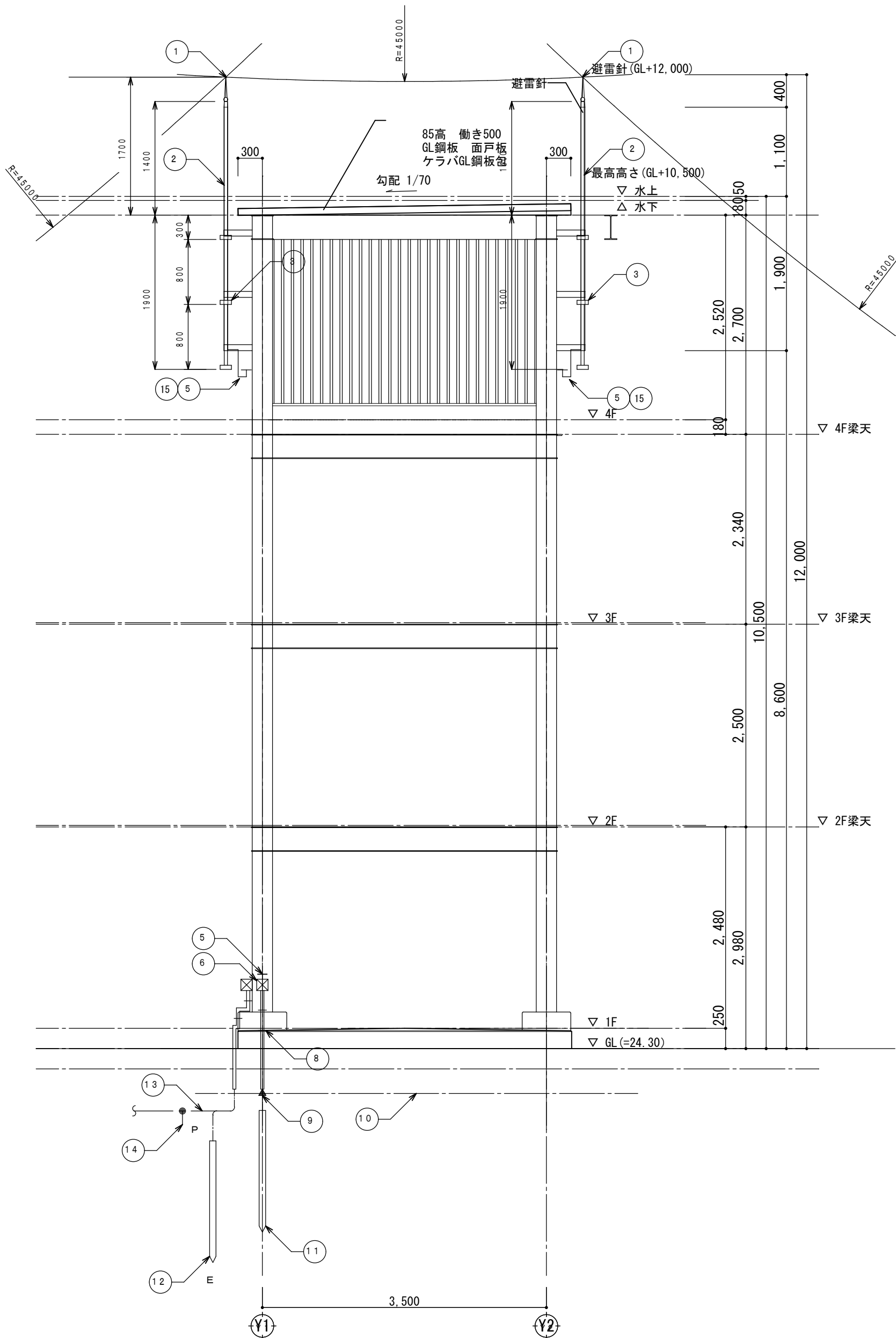
LPS クラス	保護方法	
	回転球体半径 R (m)	保護角度 α (°)
Ⅲ	45	受雷部の高さによって保護角度が異なる JIS Z 図2又は表2Aの保護角度を参照する

引下げ導線の平均間隔

LPSのクラス	平均間隔 (m)
Ⅲ	15



東立面図 S=1/50



南立面図 S=1/50

